# 障害基礎年金 お手続きガイド

### 窓口におけるご確認事項

	しんせい ひつよう てつづ しょるい とくてい 申請に必要な手続き書類の特定
	しょうがいきそねんきんじゅきゅう なが 障害基礎年金受給までの流れ
	そうだん かた しつもん はじめてご相談される方へのご質問
	ねんきん ぅ と ょうけん 年金を受け取るための3つの要件
	いつから?
	ねんきんがく 年金額はいくら?
	ひつようしょるい 必要書類リスト
ご自身	でのご準備事項(または、手続きをされる方)
	せいきゅうしょるい じゅんび 請求書類のご準備

### 窓口で請求書類のご提出

	でつづ ひつ 手続きに必	ょう ょうけん 要な要件な	:どのご確i	こん <b>≣刃</b> <b>□心</b>
<b>\</b>	せいきゅうしょるい <b>請求書類の</b> せつめいじこう	ご提出と重		
	説明事項の			

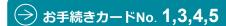
# 障害基礎年金お手続きカード



#### 手続きに必要な要件などのご確認

障害基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いた だきます。

はじめてご相談される方へのご質問



年金を受け取るための3つの要件

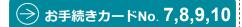




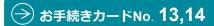
### 年金の支給が決定された場合の受取り内容のご確認

障害基礎年金の受取り開始時期や年金額、初診日が20歳前の方向けの内容をご確認いただきます。

いつからっ



年金額はいくら?





#### 請求書類のご準備

請求書の記載方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。







### 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。



⇒ お手続きカードNo. 16,17

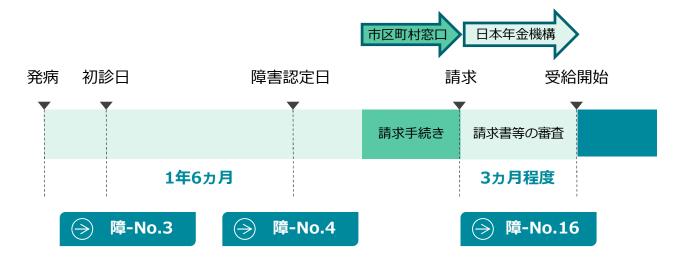
## \_ 目次\_

カード No.	タイトル	説明の対象者(例)	概要
1	はじめて ご相談される方へ	●はじめての相談者	<ul><li>■障害基礎年金受給までの流れ</li><li>■はじめてご相談される方へのご質問 (障害基礎年金)</li></ul>
2	年金を受け取るための 3つの要件	●全ての者	■初診日要件 ■障害認定日要件 ■保険料納付要件
3	初診日とは?	●全ての者	■初診日とは ■初診日の主な具体例
4	障害認定日とは?	●全ての者	■障害認定日とは
5	国民年金の障害等級表	●全ての者	■障害等級表
6	保険料納付要件	<ul><li>●要件を満たさない者</li><li>●要件を満たさない可能性がある者</li></ul>	■3分の2以上納付(原則) ■直近1年間に未納がない(特例) ■保険料納付済期間 ■保険料免除期間
7	いつから受け取れる?	●受給要件を満たす者	<ul><li>■障害認定日による障害基礎年金(原則)</li><li>事後重症による障害基礎年金</li><li>■はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金</li><li>■20歳前の傷病による障害基礎年金</li><li>■いつから入金されるのか</li></ul>
8	障害認定日による 障害基礎年金(原則)	●全ての者	<ul><li>■年金の受取りに必要な要件</li><li>■受取り開始時期</li></ul>
9	事後重症による 障害基礎年金	●障害認定日要件を満たさ なかった者	<ul><li>■年金の受取りに必要な要件</li><li>■受取り開始時期</li></ul>
10	はじめて2級以上に 該当したことによる 障害基礎年金	●障害認定日要件を満たさ なかった者	<ul><li>■年金の受取りに必要な要件</li><li>■受取り開始時期</li></ul>
11	20歳前傷病による 障害基礎年金	●20歳前に初診日がある者	<ul><li>■障害認定日による障害基礎年金</li><li>事後重症による障害基礎年金</li><li>■所得制限</li><li>■その他</li></ul>
12	2つ以上の障害の状態に なったとき	●複数の障害状態にある者	<ul><li>■障害認定日において障害が2つ以上ある場合</li><li>■新たに2つ以上の障害の状態になったとき</li></ul>
13	いくら? -年金額の計算-	●受給要件を満たす者	■年金額
14	子の加算とは?	●子の加算の対象者	<ul><li>■子とは</li><li>■「生計を維持する」とは</li><li>■子の加算額</li></ul>
15	交通事故等による 障害の場合の 支給停止期間	●第三者行為により障害 状態になった者	■受け取れなくなるケース ■支給停止される金額
16	請求後の流れ	●請求書を提出した者	■年金の決定と受取り
17	受取りはじめたら	●請求書を提出した者	<ul><li>■障害基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき</li><li>■受給している障害年金にかかる障害の程度が変わったとき</li><li>■1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合</li></ul>

# No.1-1 はじめてご相談される方へ



### 障害基礎年金受給までの流れ



#### ■初診日とは?

障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を 受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日となります。



#### ■ 障害認定日とは?

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての 初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその病気や けがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。



#### ■ 国民年金の障害等級とは?

障害の程度が重い方から1級および2級があり、障害の状態は障害等級表に定められています。障害者手帳の等級とは異なります。



# No.1-2 はじめてご相談される方へ

	そうだん かた しつもん しょうがいきそねんきん はじめてご相談される方へのご質問 (障害基礎年金)
1.	そうだん どなたのご相談でしょうか。
2.	かた その方のどのようなご用件でしょうか。
3.	しょうびょう(ぐたいてきめいしょう) き けいい おし その傷病(具体的名称)に気づかれた経緯を教えてください。
4.	しょうびょう いし しかいし その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは びょういん じ き <u>かいらいん じ き</u> 病院の <u>(時期)</u> でよろしいでしょうか。
5.	いりょうきかん おし いまかかっている医療機関を教えてください。

しんさ かてい かくにんじこう しょう ばあい にっぽんねんきんきこう しくちょうそん **審査の過程で、確認事項が生じた場合、日本年金機構または市区町村より** ほんにん いりょうきかん れんらく かのうせい ご本人や医療機関などにご連絡をさせていただく可能性があります。

5

# No.2-1 年金を受け取るための3つの要件



### 初診日要件 (国民年金法第30条、30条の4)



障-No.3

### 初診日において

・ 国民年金の被保険者である方

または

- すべてを 満たす方
- ・60歳以上65歳未満の方
- ・過去に国民年金の被保険者であった方
- ・日本国内に住所を有する方
- ・老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない方

または

・ 20歳未満である方



### 障害認定日要件 (国民年金法第30条)

• <u>障害認定日</u>において「障害認定基準」に照らし合わせて、国民年金の障害等級が 1級または2級に該当する程度の障害の状態にあると判断された方



○ 障-No.4,5

#### 障害認定日において障害等級が1級または2級に該当しない場合には?

事後重症による障害基礎年金 (国民年金法第30条の2)

はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金 (国民年金法第30条の3)

新たに別の傷病(以下「基準傷病」という。)にかかり、これにより従前の障害とは別の障害が発生する場合があります。この場合、基準傷病の障害認定日以後65歳に達する日の前日までに、基準傷病による障害と他の障害とを併合してはじめて1級または2級に該当する障害の状態になったときは、その併合した障害の程度により請求することができます。

65歳に達する日=65歳誕生日の前日

# No.2-2 年金を受け取るための3つの要件



### 保険料納付要件(国年法第30条ただし書き)



障-No.6

#### 3分の2以上納付(原則)

- <u>初診日の前日</u>において、初診日の属する月の前々月(注1)までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、<u>3分の2以上の期間、納付済か免除</u>されていた方。
  - ※3分の2以上の期間の対象となるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間(学生納付特例、納付猶予等を含む)の合計です。



(注1) 初診日が平成3年4月30日までの場合は、「初診日の属する月の前々月まで」が「初診日の月前における直近の基準月(1月、4月、7月、10月)の前月まで」となります。

### 直近1年間に未納がない(特例)(国年法昭和60年附則第20条)

- すべてを 満たす方
- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月(注2)までの直近の 1年間に保険料の未納がない。
- 令和18年3月31日以前に初診日がある傷病によって障害が残った。
- ・初診日において65歳未満である(初診日が65歳の誕生日の前々日以前)。



(注2) 初診日において国民年金被保険者でない方は、初診日の属する月の直近の 被保険者であった月までの1年間に保険料の未納がないことが必要となります。

# No.3-1 初診日とは?



### 初診日とは

#### 初診日とは?



障害の原因となった傷病につき、はじめて 医師または歯科医師の診療を受けた日のこと です。

初診日がなぜ大切?



年金を受け取るには、初診日に国民年金に加入していることが必要です。 (20歳前傷病による場合を除く。)

年金を受け取るには、初診日の前日において、 納付要件を満たしていることが必要です。

障害認定日は初診日を基準として決まります。

初診日に加入していた年金制度によって、請求できる年金が変わります。

#### 初診日を特定できない場合、障害基礎年金を

受け取ることができない場合もあります

初診日を特定するには



- 1. 障害の原因となった傷病を特定する必要があります。
- 2. 初診日を確認できる資料が必要になります。
  - (注) 初診日を確認する資料が入手できない 場合には、複数の方からの第三者証明 などにより代替が可能な場合もありま す。

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

# No.3-2 初診日とは?

複数の傷病の関連が大きい場合は同一の傷病として扱い、初診日を特定します。

#### **A**⇒**B**:

 $A \times B$ :

Aの後にBが発症またはAとBは 相当因果関係がある。

AとBは相当因果関係なし

(A病がなければB病は発症しない)

#### ■ 同一の傷病と扱われることが多い具体例

傷病名	関係	傷病名	
		糖尿病性網膜症	
糖尿病	$\Rightarrow$	糖尿病性腎症	
		糖尿病性壊疸(糖尿病性神経障害、糖尿病性動脈 閉鎖症)	
糸球体腎炎(ネフローゼを含む)			
多発性のう胞腎	$\Rightarrow$	慢性腎不全	
慢性腎炎			
肝炎	$\Rightarrow$	肝硬変	
結核	$\Rightarrow$	聴覚障害(化学療法の副作用)	
輸血の必要な手術	$\Rightarrow$	肝炎 (手術等による輸血)	
ステロイド投薬が必要な傷病	$\Rightarrow$	大腿骨頭無腐性壊死 (ステロイド投薬による副作用)	
事故による傷病	$\Rightarrow$	左記傷病による精神障害	
脳血管の傷病		工品物内による相称呼音	
肺疾患	$\Rightarrow$	呼吸不全 (肺疾患の手術ののち)	
転移性悪性新生物: がん (はじめ てなった部分にかかるもの)	$\Rightarrow$	転移性悪性新生物: 原発とされるものと組織上 一致、または転移であることを確認	

#### ■ 同一の傷病と間違えやすい傷病の具体例

傷病名	関係	傷病名
高血圧	×	脳出血
同皿/工		脳梗塞
	×	黄斑部変性
近視		網羅剥離
		視神経萎縮
· 体 己 宁		脳出血
糖尿病	×	脳梗塞

# No.3-3 初診日とは?



### 初診日の主な具体例

状況の具体例	初診日となる日
障害の原因となった傷病について、現在かかっている医師または歯 科医師にはじめて診療を受けた場合	治療行為または療養に関する指示が あった日
同一の傷病で転医があった場合	一番初めに医師または歯科医師の診 療を受けた日
過去の傷病が治癒し(社会復帰し、治療の必要のない状態)、同一 傷病で再度発症している場合	再度発症し医師または歯科医師の診 療を受けた日
初診日の医師の証明が添付できない場合で、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健康診断結果の場合	健康診断日(請求者から、この日を初診日とする旨の申立と健康診断日を証明する資料が必要)(注)
傷病名が特定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても 同一傷病と判断される場合(例:心因反応→うつ病)	対象傷病と異なる傷病名の初診日
じん肺症(じん肺結核を含む)	じん肺と診断された日
障害の原因となった傷病の前に相当程度因果関係があると 認められる傷病がある場合	最初の傷病の初診日
先天性の知的障害	出生日
先天性心疾患、網膜色素変性症など	日常生活や労働に支障をきたすよう な具体的な症状が現れはじめて診療 を受けた日
先天性股関節脱臼	
∫・完全脱臼したまま生育した場合	出生日
・青年期以後になって変形性股関節症が発症した場合	発症後にはじめて診療を受けた日

- (注)初診日は原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日で、健康診断日は原則として 初診日として取扱いません。
- ※ 複数の傷病が関連して障害になった場合は、初診日は前発の傷病のものとなります。
- ※ 上記はあくまで具体例であり、他の事例もあります。
- ※ 初診日を確認する目安となる参考資料:裏面
- ※ 同一の傷病と扱われることが多い具体例:



障-No.3-2

裏面の資料をご提示いただいた場合でも必ずしも初診日が特定できるとは限りません。提示いただいた複数の資料を照らし合わせ、初診日の特定の可否を判断します。

# No.3-4 初診日とは?

### ■ 初診日を確認する目安となる参考資料 ※ 提示が可能な複数の資料が必要となります。

	書類	確認できること	交付申請する機関など
1	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	交付年月日、障害等級、等級変 更の履歴、傷病名(身体障害者 手帳のみ)等	お住まいの市区町村の福祉課等
2	身体障害者手帳等の申請時の 診断書	傷病の発生年月日、傷病の原因、 傷病の経過等	<ul><li>お住まいの市区町村の福祉課等</li><li>診断書を書いてもらった医療機関</li></ul>
3	生命保険、損害保険、労災保険の給 付申請時の診断書	傷病の発生年月日、傷病の原因、 傷病の経過等	診断書を提出した生命保険会社等
4	交通事故証明書	交通事故が原因である場合、 事故発生年月日	<ul><li>最寄の自動車安全運転センター</li><li>警察署</li></ul>
(5)	労災の事故証明書	事故発生年月日、療養開始日等	労働基準監督署
6	事業所の健康診断の記録	健康診断を受けた日	<ul><li>動務先</li><li>健康診断を受けた医療機関</li></ul>
7	インフォームド・コンセントに よる医療情報サマリー	傷病の発生からの治療の経過や 症状の経過等	インフォームド・コンセントによる 医療情報サマリーを発行した医療機関
8	健康保険の給付記録 (健康保険組合や健康保険協会等)	初診日に係る健康保険の 給付記録	初診日に加入していた健康保険組合 や健康保険協会
9	次の受診医療機関への紹介状	前医の医療機関名、受診機関、 診療内容等	紹介状を書いてもらった医療機関
10	電子カルテ等の記録 (氏名、日付、傷病名、診療科等が 確認されたもの)	初診日、診療科、傷病名	初診日の医療機関等
11)	お薬手帳、糖尿病手帳、領収証、診察券 (可能な限り診察日や診療科がわかるもの)	<ul> <li>お薬手帳:処方箋を発行した医療機関等</li> <li>糖尿病手帳:手帳を発行した医療機関、血糖値などの検査数値</li> <li>領収証:受診日、診療科等</li> <li>診察券:発行日(受診日)、診療科等</li> </ul>	<ul> <li>お薬手帳:処方箋を発行した医療機関等</li> <li>糖尿病手帳:手帳を発行した医療機関</li> <li>領収証:初診日の医療機関等</li> <li>診察券:初診日の医療機関等</li> </ul>
12	複数の第三者証明	初診日	初診日を証明することができる第三者

# No.4-1 障害認定日とは?



### 障害認定日とは

#### 障害認定日とは?

障害認定日とは?



障害の程度の認定を行う基準日のこと

障害認定日がなぜ大切?



障害認定日の障害の程度が診査対象になるため め

- 請求する傷病の<u>初診日から起算して1年6ヵ月</u>を経過した日または
- 請求する傷病の初診日から起算して1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合には、その傷病が治った日

「治った日」には、症状が固定して、これ以上治療の効果が期待できない状態 になった日 (症状固定日) が含まれます。

裏面は治った日(症状固定日)の具体的な事例を掲げたものであり、個々の状況に応じて障害認定日が決定されます。

<u>障害認定日における障害の程度については、日本年金機構の障害認定医</u>が専門的知見に立って診査を実施します。

# No.4-2 障害認定日とは?

#### ■ 治った日(症状固定日)に該当する事例

障害	施術	障害認定日
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日
	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日
肢体	切断または離断による肢体の障害	切断または離断日 (障害手当金は創面治癒日)
	脳血管障害による機能障害	初診日から 6ヵ月を経過した日以後
呼吸	在宅酸素療法	開始日 (常時使用の場合)
	人工弁、心臓ペースメーカー、 植え込み型除細動器(ICD)	装着日
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日または装着日
循環器 (心臓)	CRT(心臓再同期医療機器)、 CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により 人工血管(ステントクラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して 3ヵ月を経過した日
	人工肛門造設	造設日から起算して 6ヵ月を経過した日
その他	尿路変更術	施術日から起算して 6ヵ月を経過した日
COLE	新膀胱造設	造設日
	遷延性植物状態 (遷延性意識障害)	その状態に至った日から起算 して3ヵ月を経過した日以後
神経系統	気管切開下での人工呼吸器(レスピレーター)使用、胃ろう等の恒久的な措置 ※根本的治療方法がない疾病であり、今後の回復が期待できない場合	初診日から6ヵ月を経過した 日以後

# NO.5-1 国民年金の障害等級表

### **障害等級表** 国民年金法施行令別表

※ 障害者手帳の等級とは異なります。

程度	号	障害	障害の状態
	1	眼	<ul> <li>・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</li> <li>・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I /2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</li> <li>・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> </ul>
	2	聴覚	・両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 4 5	上肢	<ul><li>・両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>・両上肢のすべての指を欠くもの</li><li>・両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li></ul>
1級	6 7	下肢	<ul><li>・両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>・両下肢を足関節以上で欠くもの</li></ul>
	8	体幹・脊髄	・体幹の機能に座っていることができない程度 または立ち上がることができない程度の障害 を有するもの
	9	体幹・脊髄/肢体/神経系統/ 呼吸器疾患/心疾患/腎疾患/ 肝疾患/血液・造血器疾患/代 謝疾患/悪性新生物/高血圧症 /その他の疾患	• 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神	•精神の障害であって、前各号と同程度以上と 認められる程度のもの
	11	重複疾患	・身体の機能の障害若しくは病状、または精神 の障害が重複する場合であって、その状態が 前各号と同程度以上と認められる程度のもの

# No.5-2 国民年金の障害等級表

程度	号	障害	障害の状態
	1	眼	<ul> <li>・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</li> <li>・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I /2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ul>
	2	聴覚	• 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能	• 平衡機能に著しい障害を有するもの
2級	4	そしゃく	• そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語障害	• 音声または言語機能に著しい障害を有するも の
	6 7 8 9 10	上肢	<ul> <li>・両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの</li> <li>・両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>・一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>・一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>・一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> </ul>
	11 12 13	下肢	<ul><li>・両下肢のすべての指を欠くもの</li><li>・一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>・一下肢を足関節以上で欠くもの</li></ul>
	14	体幹・脊髄	<ul><li>体幹の機能に歩くことができない程度の障害 を有するもの</li></ul>

# No.5-3 国民年金の障害等級表

程度	号	障害	障害の状態
2級	15	眼/聴覚/上肢/下肢/体幹・ 脊髄/肢体/神経系統/呼吸器 疾患/心疾患/腎疾患/肝疾患 /血液・造血器疾患/代謝疾患 /悪性新生物/高血圧症/その 他の疾患	• 前各号に掲げるもののほか身体の機能の障害、または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神	•精神の障害であって、前各号と同程度以上と 認められる程度のもの
	17	重複疾患	・身体の機能の障害若しくは病状、または精神 の障害が重複する場合であって、その状態が 前各号と同程度以上と認められる程度のもの

# No.6-1 保険料納付要件

- ・原則または特例の2つの納付要件のいずれかを満たしていることが必要となります。
- 初診日以後、保険料の納付や免除申請をしても、納付要件の判定の対象に入りません。
- あくまでも初診日の前日における納付状況に基づき要件判定がされます。



### 🟏 3分の2以上納付(原則)

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、 3分の2以上の期間、納付済か免除されているか否かを判定します。

※ 3分の2以上の期間の対象となるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間(学生納付特例 、納付猶予等を含む)の合計です。

#### 例1:納付要件を満たす場合(平成27年7月10日に20歳到達)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H27				納	納	納	納	未	納	納	納	納
H28	未	未	納	免	免	免	免	免	免	免	免	免
H29	免	免	免	未	未	納	納	未	未	未	未	納
H30	納	納	納	納	納	納	納	初診日				

※ 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間が39ヵ月、免除+納付済が30ヵ月であり、 要件を満たします。

#### 例2:20歳に達する日(20歳誕生日の前日)の属する月の翌月以前に初診日がある場合

月年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H29			初診日			20歳 到達						
	 		納亿	<b>  義務</b>	なし							

- ※ 初診日の属する月の前々月以前が20歳未満のため被保険者期間ではなく、納付義務がない ため、納付要件を考慮する必要はありません。
- ※ ただし、20歳未満でも会社などにお勤めの場合には、第2号被保険者期間として納付済と みなされます。

:保険料納付済みの月

:保険料が免除された月

:保険料が未納の月

: 未加入期間

17 20210401 A-16

# No.6-2 保険料納付要件



### 直近1年間に未納がない(特例)

次のすべての要件を判定します。

- <u>初診日の前日</u>において、初診日の属する月の前々月までの直近の<u>1年間</u>に 保険料の未納がない
- 令和18年3月31日以前に初診日がある傷病によって障害が残った
- ・ 初診日において65歳未満である(初診日が65歳の誕生日の前々日以前)

#### 例1:初診日が平成3年5月1日以後の場合

	平成29年							平成30年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未	未	未	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	納	納	納	未
	 直近1年間に未納期間がない 初診E										初診日					

※ 初診日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

#### 例2:初診日が平成3年5月1日前の場合

	平成元年						平成2年									
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未	未	納	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	納	納	納	未
	直近1年間に未納期間がない     初記										初診日					

※ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

#### 例3:初診日が60歳以後の場合

	平成29年						平成30年									
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未	納	納	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納				
	直近1年間に未納期間がない										>	<b>人</b> 60就	Š		初診日	

※ 初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの1年間に未納が ないため、要件を満たします。

# No.6-3 保険料納付要件



### 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

#### 保険料納付済期間とは?

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を 納めた期間
- 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- 保険料免除期間について保険料を追納した期間
- 保険料未納期間について保険料を後納した期間
- 産前産後の保険料の免除期間
- 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
- 第2号被保険者期間
- 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、 共済組合等の加入期間(20歳未満60歳以後の期間も含む)
- 第3号被保険者期間
  - ※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間 として認められた期間

# No.6-4 保険料納付要件



### 保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

#### 1. 保険料免除期間

#### ①法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。



#### ②申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。保険料の一部免除を受けた期間は、免除されていない分の保険料を納めたときに、保険料免除期間となります。免除されていない分の保険料を納めていない時は、未納期間として扱われます。

#### 2. 納付猶予期間

#### ①学生納付特例

#### ②納付猶予 (令和17年6月まで)

20歳以上50歳未満の方(学生を除きます)で、

本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。

世帯主の所得は考慮されません。

**申免、猶予** (No.15)

(No.15)

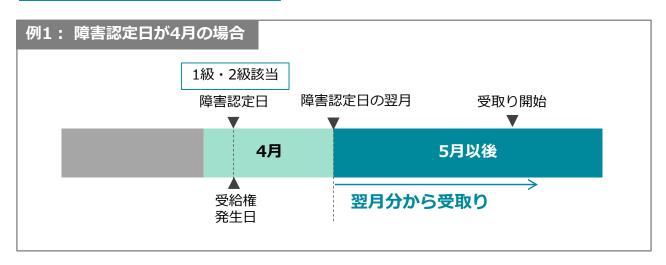
# No.7-1 いつから受け取れる?



### 障害認定日による障害基礎年金(原則)



**障害認定日が属する月の翌月分**から受け取ることができます。



#### 5年以内の分のみの受取り

障害認定日から5年を過ぎている場合は、**請求日から5年**より前の分は時効により受け取ることができません。

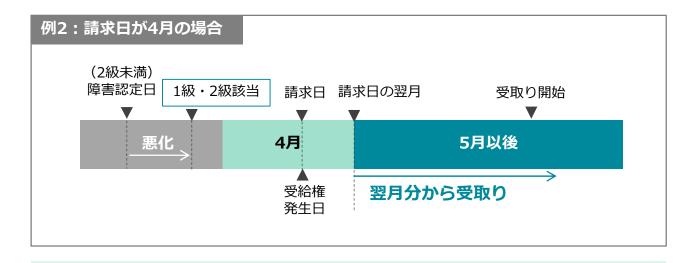
また、「年金裁定請求の遅延に関する申立書」の添付が必要となります。



### 事後重症による障害基礎年金



請求日が属する月の翌月分から受け取ることができます。



65歳に達する日の前日(65歳の誕生日の前々日)までに請求することが必要です。 **請求が遅くなると受取り開始時期が遅くなります。** 

# No.7-2 いつから受け取れる?

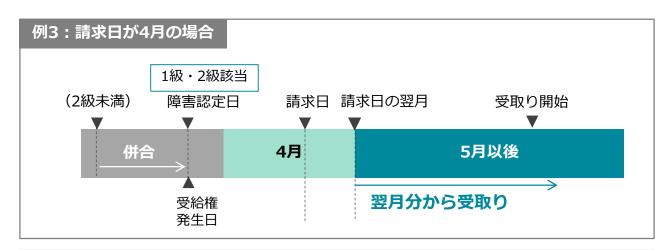


### はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金



○ 障-No.10

**請求日が属する月の翌月分**から受け取ることができます。



・障害認定日に1級・2級に該当していない場合は、65歳に達する日の前日までに 1級・2級に該当することが必要です。

請求が遅くなると受取り開始時期が遅くなります。

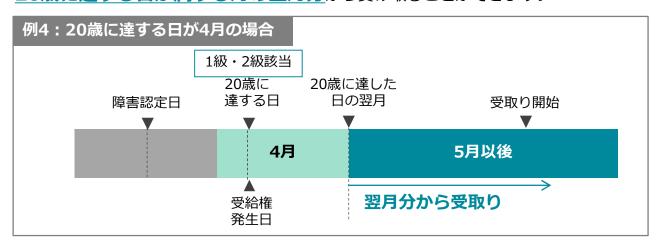


### 20歳前の傷病による障害基礎年金



障-No.11

20歳に達する日が属する月の翌月分から受け取ることができます。



障害認定日が20歳誕生日以後にある場合は、障害認定日による障害基礎年金(原則) と受取り開始時期が同じになります。20歳に達した後に障害の程度が悪化した場合に は、事後重症による障害基礎年金を受け取ることができます。

65歳に達する日=65歳の誕牛日の前日

20歳に達する日=20歳の誕生日の前日

# No.7-3 いつから受け取れる?



### ✓ いつから入金されるのか

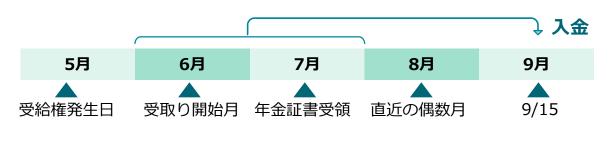
#### <最初の入金>

- 初回受取り分は、偶数月または奇数月の15日に入金されます。
- ・土曜日、日曜日、祝日の場合はその直前の営業日に入金されます。 例えば15 日が日曜日の場合、13日の金曜日に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

#### 例:受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額(6月分、 7月分の年金額)が、9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。

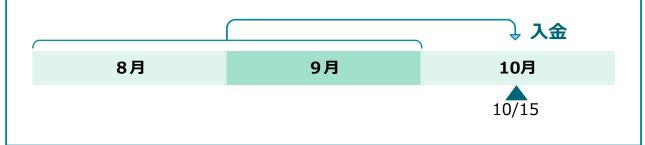


# 〈通常の入金〉

偶数月の15日に入金されます。

#### 例:8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



23 20220701 A-16

# No.8-1 障害認定日による障害基礎年金(原則)



### 年金の受取りに必要な要件

年金を受け取るための**3つの要件をすべて満たす**必要があります。

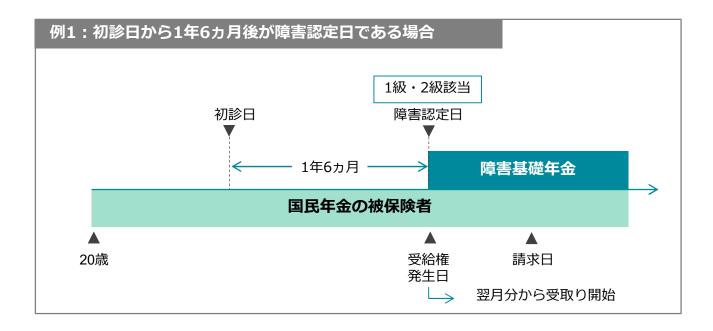


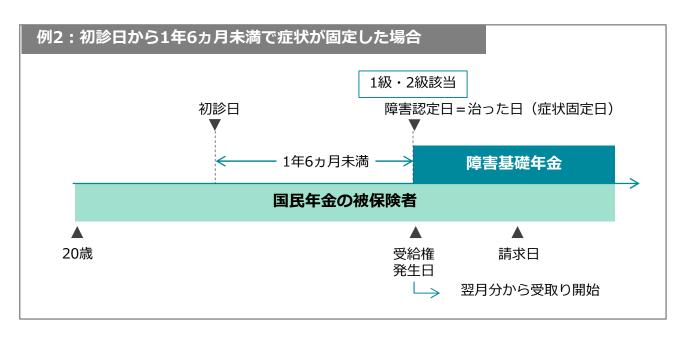
**暲-No.2** 



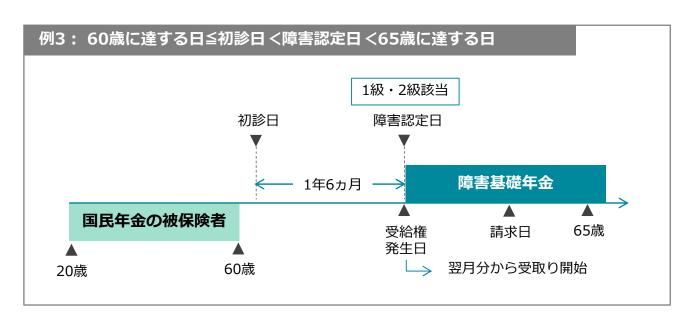
### 受取り開始時期

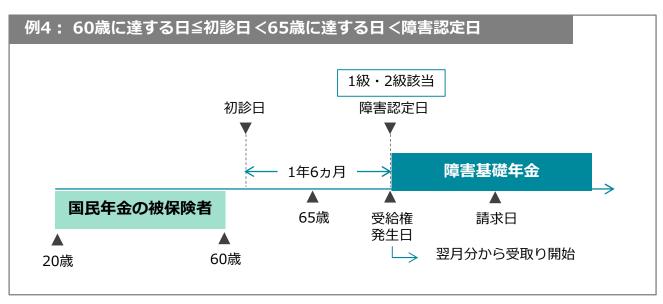
障害認定日が受給権発生日となり**障害認定日が属する月の翌月分**から障害基礎年金を受け取ることができます。





# No.8-2 障害認定日による障害基礎年金(原則)





60歳に達する日=60歳の誕生日の前日

65歳に達する日=65歳の誕生日の前日

# No.9-1 事後重症による障害基礎年金



### 年金の受取りに必要な要件

年金を受け取るための3つの要件のうち、障害認定日において障害の程度が軽く、障害の程度の要件を満たさなかった方が、その後障害の程度が悪化した場合には、請求することにより受取りが可能となります。

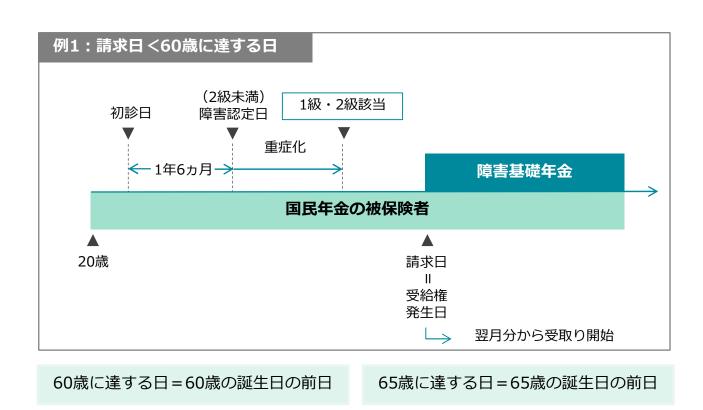
次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 請求日において65歳に達する日の前日以前である。
- ・ 老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない。
- ・ 初診日要件と保険料納付要件を満たしている。
- ・ 障害認定日における障害の程度が悪化し、65歳に達する日の前日までの間に 障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった。

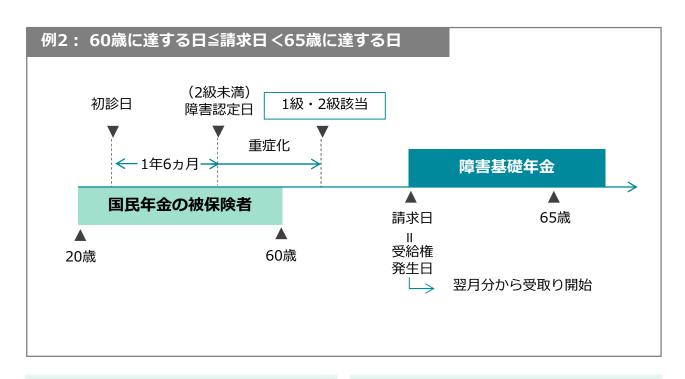


### 受取り開始時期

請求日(65歳前)が受給権発生日となり、**請求日が属する月の翌月分**から受け取ることができます。



# No.9-2 事後重症による障害基礎年金



60歳に達する日=60歳の誕生日の前日

65歳に達する日=65歳の誕生日の前日

# No.10-1 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金



### **✓** 年金の受取りに必要な要件

従来から障害等級2級に該当しない程度の障害の状態にある方が新たに別の傷病(以 下「基準傷病」という。)にかかった場合には、請求することにより受取りが可能と なります。

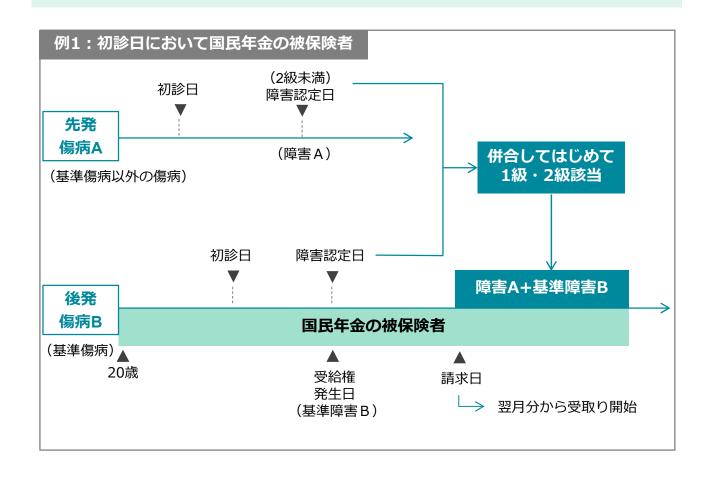
次の要件を**すべて**満たす必要があります。

- ・基準傷病以外の傷病により、障害等級2級に該当しない程度の障害の状態にある。
- ・基準傷病にかかる初診日が、基準傷病以外の傷病の初診日以後である。
- ・基準傷病について、初診日要件と保険料納付要件を満たしている。
- ・基準傷病にかかる障害認定日以後65歳に達する日の前日(65歳の誕生日の前々日) までの間に、その他の障害とを併合した障害の状態が、はじめて障害等級1級また は2級に該当する程度の障害の状態にある。



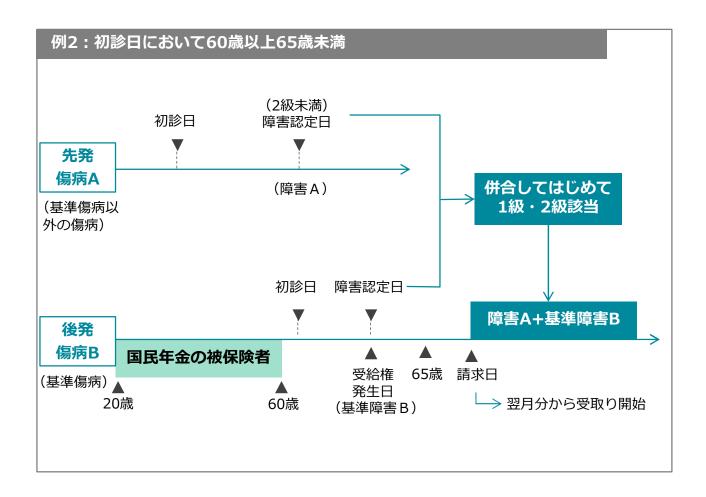
### 受取り開始時期

はじめて1級または2級に該当する程度の障害の状態を確認できた日が受給権発生日と なりますが、受取り開始は請求日が属する月の翌月分からとなります。



28 20210401 A-16

# No.10-2 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金



- ※ 65歳以後でも請求は可能です。
- ※ 老齢基礎年金を繰上げ請求している場合には、請求できないことがあります。
- ※ 併合する障害の種類によっては、複数の診断書を提出いただく必要があります。 ただし、併合しても障害等級1級または2級にならない場合があります。

# No.11-1 20歳前傷病による障害基礎年金



### 障害認定日による障害基礎年金

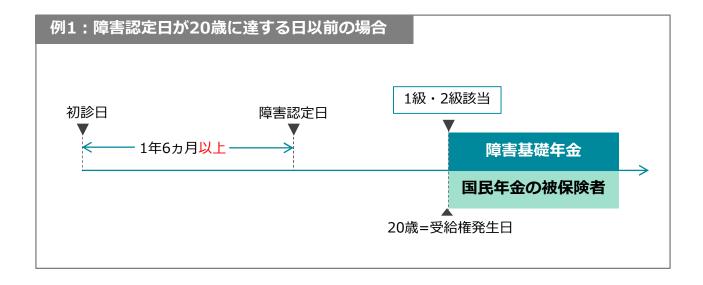
#### 要件 ※保険料納付要件は不要

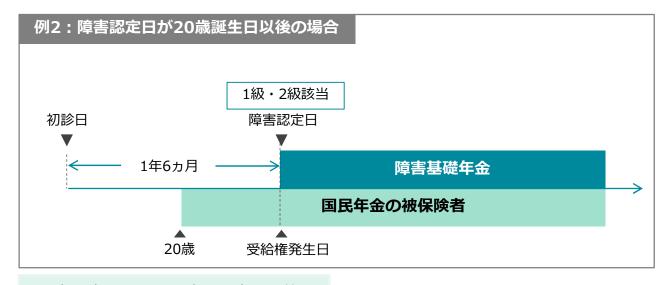
次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・20歳に達する日より前に初診日がある。
- ・20歳に達した日(注1)において障害等級1級または2級。 (注1)障害認定日が20歳に達した日後であるときは障害認定日。

#### 受取り開始時期

「**20歳に達する日**」または「**障害認定日**」のいずれか遅い日の属する月の翌月分から受け取ることができます。





20歳に達する日=20歳の誕生日の前日

# No.11-2 20歳前傷病による障害基礎年金



### 事後重症による障害基礎年金

#### 要件 ※保険料納付要件は不要

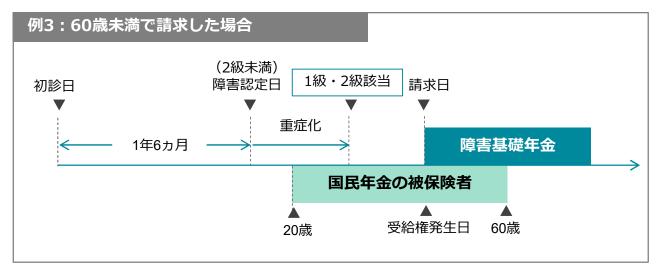
20歳に達する日より前に初診日があり、障害認定日要件を満たさなかった方が、その障害の程度が悪化した場合には、請求することにより受取りが可能となります。

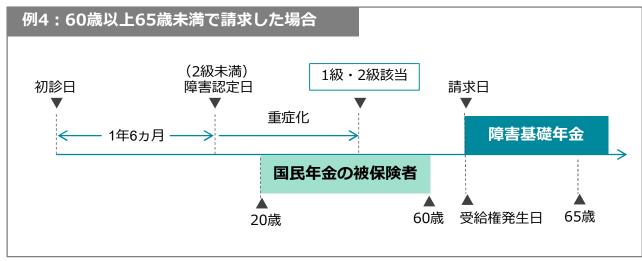
次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・請求日において65歳に達する日の前日以前である。
- ・老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない。
- ・障害認定日における障害の程度が悪化し、65歳に達する日の前日までの間に 障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった。

#### 受取り開始時期

請求日が属する月の翌月分から受け取ることができます。





20歳に達する日=20歳の誕生日の前日

65歳に達する日=65歳の誕生日の前日

# No.11-3 20歳前傷病による障害基礎年金



### 所得制限

本人の前年所得が制限額を超えるときは、その年の10月から1年間、全額または半額の受取りが停止されます。

#### ※ 扶養する方の年齢や人数により制限額が変わります。

【20歳前の障害基礎年金の所得制限額(以下の金額を超えると支給制限)】

	扶養家族なし							
	制限額							
全額支給停止	4,794,000 <del>p</del>							
半額支給停止	3,761,000⊓							

扶養家族あり								
扶養親族1人あたり加算額								
70歳以上	+480,000円							
16歳以上23歳未満	+630,000円							
それ以外	+380,000円							
70歳以上	+480,000円							
16歳以上23歳未満	+630,000円							
それ以外	+380,000円							

※ 前年の12月31日時点の年齢

- ※扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限り、 対象となります。
  - (1) 16歳以上30歳未満の者
  - (2) 70歳以上の者
  - (3)30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
  - ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
  - ②障害者
  - ③扶養控除の適用を受ける居住者から該当年において生活費または教育費に充て るための支払いを38万円以上受けている者
- ※ 所得の確認は、原則として日本年金機構が市町村から所得情報を受け取る方法により行います。このため、本人の届出は必要ありません。 ただし、この方法で所得の確認ができない方については、所得状況届の提出が必要になります。
  - ※令和7年9月分までの全額支給停止額は、4,721,000円、 半額支給停止額は、3,704,000円です。

# No.11-4 20歳前傷病による障害基礎年金



次のいずれかに該当するときは、その該当する間、受取りが停止されます。※

- 恩給法に基づく年金給付、労働者災害補償保険法の規定による 年金給付等の給付で政令で定めるもの(注)を受けることができる。
- 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている。
- 少年院その他これに準ずる施設に収容されている。
- 日本国内に住所を有しない。
- ※ 上記の場合に該当する際には、速やかに国民年金受給権者支給停止事由該当届を 提出するようにしてください。 また上記の場合に該当しなくなった際には、速やかに国民年金受給権者支給停止 事由消滅届を提出してください。

(注)政令で定めているのは具体的には次の給付です。(国民年金法施行令第4条の8)

- 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付
- 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付
- 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
- 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法附則第十三 条の規定による年金たる給付
- 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づいて国家公務員共済組合連合 会が支給する年金たる給付
- 国会議員互助年金法を廃止する法律附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公 務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金並びに旧国会議員互助年金法第二条第一項の 互助年金
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二十三条 第一項第三号に規定する存続共済会が支給する年金たる給付
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金たる給付
- 未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当(同法附則第四十五項に規定する手当を含む。)
- 労働者災害補償保険法による年金たる保険給付
- 船員保険法による年金たる保険給付(旧船員保険法による年金たる保険給付を除く。)
- 国家公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる補償
- 地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定による年金たる補償
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例の規定 による年金たる補償

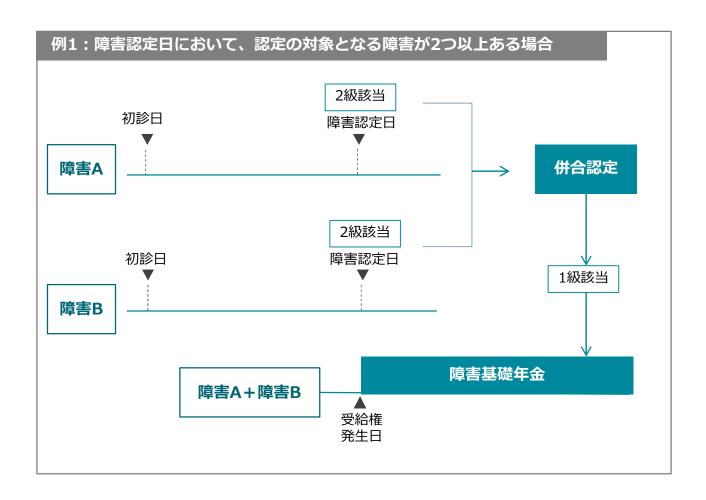
33 20210401 A-16

# No.12-1 2つ以上の障害の状態になったとき



### 障害認定日において障害が2つ以上ある場合

障害認定日において、複数の障害を併せた障害の程度によって障害等級を 認定できる場合があります。



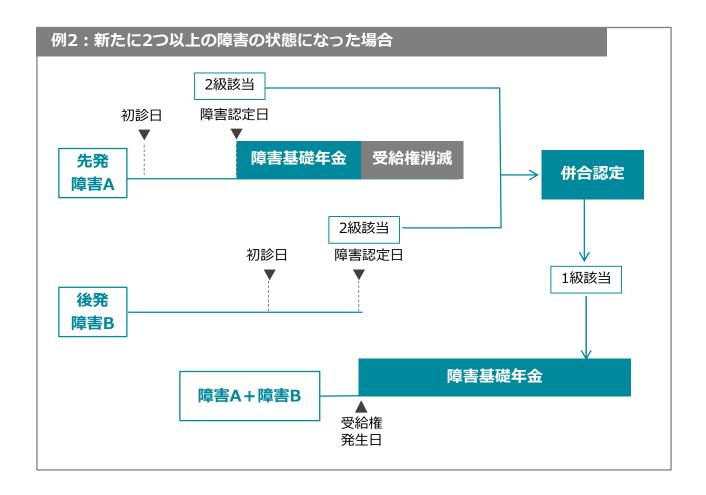
※ 併合する障害の種類によっては、複数の診断書を提出いただく必要があります。 ただし、併合しても障害等級1級または2級にならない場合があります。

# No.12-2 2つ以上の障害の状態になったとき



### 新たに2つ以上の障害の状態になったとき

障害基礎年金の受給権者に、さらに障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じたときは、後の障害を認定する日に前後の障害を併せた障害の程度によって障害等級が定められ、新たな障害基礎年金を受け取ることになります。



※ 併合する障害の種類によっては、複数の診断書を提出いただく必要があります。 ただし、併合しても障害等級1級または2級にならない場合があります。

# No.13-1 いくら? - 年金額の計算 -



### **年金額**(令和7年度の額)

【1級】 年額**1,039,625**円 (月額86,635円) 【2級】 年額**831,700**円 (月額69,308円)



- ※昭和31年4月1日以前に生まれた方で1級の場合は年額1,036,625円(月額86,385円)となります。
- ※昭和31年4月1日以前に生まれた方で2級の場合は年額829,300円(月額69,108円)となります。
- ※ 偶数月に前月分までの2ヵ月分が支給されます。
- ※ 1級は2級の1.25倍の金額です。
- ※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

#### <子の加算額>

#### 1人目、2人目の子:

#### 3人目以後の子:

1人につき年額239,300円(月額19,941円)

1人につき年額79,800円(月額6,650円)

#### 1級の場合

子の人数	基本額	加算額	年額(月額)					
1人		239,300円	1,278,925円(106,577円)					
2人	【1級】1,039,625円	478,600円	1,518,225円(126,518円)					
3人	[1//X] 1,039,023[]	558,400円	1,598,025円(133,168円)					
4人目以後		1人につき79,800円が加算						

#### 2級の場合

子の人数	基本額	加算額	年額(月額)				
1人		239,300円	1,071,000円(89,250円)				
2人	【2級】831,700円	478,600円	1,310,300円(109,191円)				
3人	【2前X】 831,700円	558,400円	1,390,100円(115,841円)				
4人目以後		1人につき79,800円が加算					

36 20250831 A-16

# No.14-1 子の加算とは?

# ✓ 子とは

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持する子が加算の対象となります。 子は、次のいずれかに該当する必要があります。

- 18歳に達する日(18歳誕生日の前日)以後最初の3月31日までの間にある子(未婚)
- ・ 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある 20歳未満の子(未婚)



#### 「生計を維持する」とは

本人と子が生計を同一にしており、子の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には**次の要件を共に満たす必要**があります。

## 生計同一 要件

いずれか

- ① 子と住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 子と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 子と住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当する とき
- ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしている と認められるとき
- イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により 住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、 その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計 を一つにすると認められるとき
  - (i) 子に対して生活費、療養費等の経済的な援助を 行っていること
  - (ii) 子との間に定期的に音信、訪問があること

#### かつ

#### 収入要件

いずれか

- ① 子の前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入)が年額850万円未満であること
- ② 子の前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得)が年額655.5万円未満であること
- ③ 子に一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、定年退職等の事情により 現に収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満と なると認められること

# No.14-2 子の加算とは?



## 子の加算額

年金額のうち子の加算額については、**子の状況の変化により増減**します。

#### 受給権者が 子を有したとき



受給権が発生した日の翌日以後に、加算対象となる 子を有したときは、その日の属する月の翌月から、 加算額が増額改定されます。

- ① 子を出生したとき
- ② 養子縁組をしたとき

#### 加算対象の 子の状況に変化



下記の状況の**いずれかに該当**したときは、その翌月 から加算額が減額されます。

- ① 亡くなられたとき
- ② 受給権者による生計維持の状態がやんだとき
- ③ 婚姻をしたとき
- ④ 受給権者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 離縁によって、受給権者の子でなくなったとき
- 18歳到達年度の末日を終了したとき **(6)** (1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき)
- 18歳到達年度の末日を終了後20歳未満の障害のある 子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき

子の状況が変化した場合は、届出が必要(⑥以外)になります。

# No.15-1 交通事故等による障害の場合の支給停止期間

#### 損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

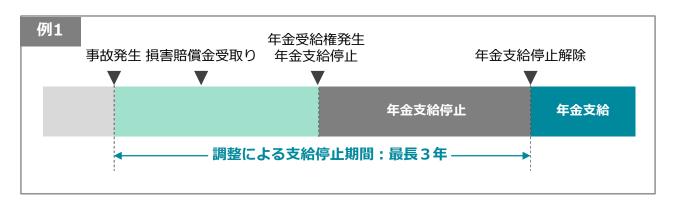


### ✓ 受け取れなくなるケース

#### 年金支給の停止は、事故発生日の翌月から起算して最長3年です。

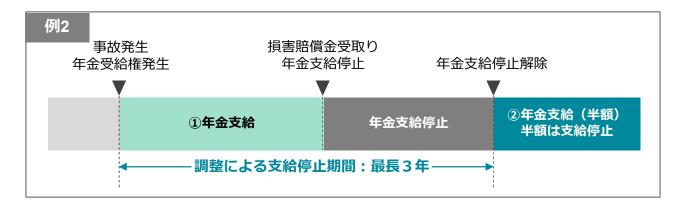
#### 1. 損害賠償金受取り後に障害基礎年金の受取りが開始した場合

支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。



#### 2. 障害基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合

損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。 その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。





### 支給停止される金額

損害賠償金のうち、**生活補償費に相当する金額のみ対象**です。 慰謝料、医療費などは対象外です。

# No.16-1 請求後の流れ



### ✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け 取れます。

受給資格の取得 年金請求 お お な ね 9 「年金証書・年金 決定通知書」を 0 日本年金機構から в 送付 お お 「年金振込通知 書」「年金支払通 な 知書 | を日本年金 ね 機構から送付 5 0 囯 初回受取り 定期受取り

「年金振込通知書」「年 金支払通知書」は、年金 額が変更にならない限り、 年1回6月頃に届きます。 「年金証書・年金決定通知書」でお知らせしている内容 は受給資格を取得した時点のものです。

#### ■ 初回受取り

年金が決定されてはじめてお受取りできるまで、年金 証書が日本年金機構から送付されてから、おおむね 50日程度かかります。

ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、 年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があ ります。最初にお受取りになる金額は、原則として 受取り開始年月から直前の定期受取り月の前月分まで です。

※受取り開始年月は年金証書に記載の「**受給権を取得し** た年月」の翌月です。「年金決定通知書」に記載されています。

#### ■ 定期受取り

年金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日(土曜日、日曜日、祝日の場合は、その直前の営業日)にお受取りになれます。ただし、はじめてお受取りになるときや、さかのぼって過去のお受取りが発生した場合などは、奇数月にお受取りになることがあります。

各定期月にお受取りになる年金額は受取り月の前2ヵ月分です。

例:2月のお受取り ⇒ 前年12月と、1月の2ヵ月分 4月のお受取り ⇒ 2月と、3月の2ヵ月分

#### ■ 再認定

永久固定以外の場合には、1~5年毎に診断書提出が 必要になります。

審査の結果、不支給または却下となる可能性もあります。 その場合でも、診断書費用などは負担いただくことになります。

# No.16-2 請求後の流れ

● 審査にあたっての留意事項

ご提出いただきました障害基礎年金の請求書につきまして、内容審査を進めさせていただきます。

審査の過程で請求者の方にお尋ねすることがあります。その場合、後日ご連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

また、診断書を作成していただいた医療機関の先生にお尋ねしたり、内容確認をお願いすることがあります。

# No.16-3 請求後の流れ

#### ● 年金証書・年金決定通知書



厚生年金 厚生年金保険法

条の

条の

2. 年金額の内訳

	支払開始年月	基本となる 年金額 (円)	加給年金 または加算者		:よる 支給停止額 (円	9)	年金額(円)
Ž	元号 年 月						
r	支給停止理由	支給停」	-期間	年 月~	年 月まで	Г	

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者と	
みなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

加給年金額対象者等の内訳 加給年金額対象者 配偶者 (区分 ) 子 人 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
③昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月~平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和 61 年 3 月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月~平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

#### Ⅱ 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文

基礎年金 国民年金法

2. 年金額の内訳

支払開始年月 基本となる 年金額 (円)		加算額 ()	円) 繰上げ・繰下げによる 減算・加算額(円)	支給停止額(F	円) 年金	年金額 (円)	
元号 年 月							
支給停止理由	支給停止	期間	年 月~	年 月まで	加算額対象者	人	

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の		第1号期間 (国民年金加入期間	)		第2号期 (厚生年金・共済年	間 -金加入期間)	第 3 号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)
保険料	納付	月 4分の1免除 半額免除	月(日(	)	厚生年金保険	月	月
納付済期間等	(付加)	月 4分の3免除	月(	)	共済組合	月	
		全額免除	FI (	)			

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における 免除期間の()内の月数は平成21年4月以降の月数です。

※診断書の種類は、裏面をご覧ください。

Ⅲ 障害基礎年金の障害状況

障害の等級	級 号	
診断書の種類		
次回診断書提出年月	年	月
	障害の等級 診断書の種類 次回診断書提出年日	障害の等級 級 号 診断書の種類 次回診断書提出年日 年

年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので 通知します。

厚生労働大臣



# No.16-4 請求後の流れ

● 年金振込通知書(左:複数年金受給者分、右:年間分)



#### ● 年金額改定通知書



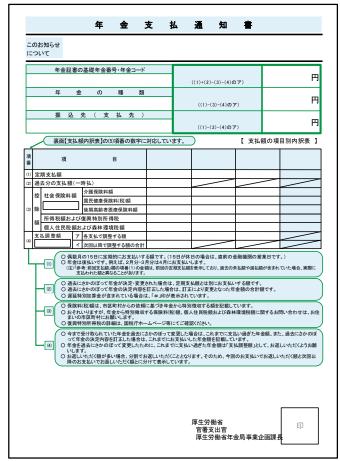


# No.16-5 請求後の流れ

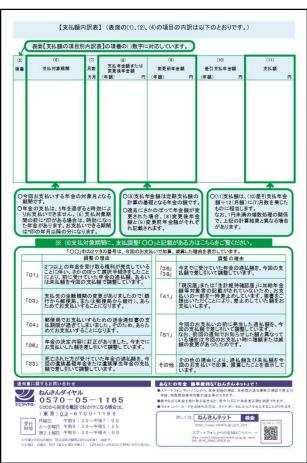
● 統合通知書(左:支援金一体化、右:年金のみ)



● 年金支払通知書



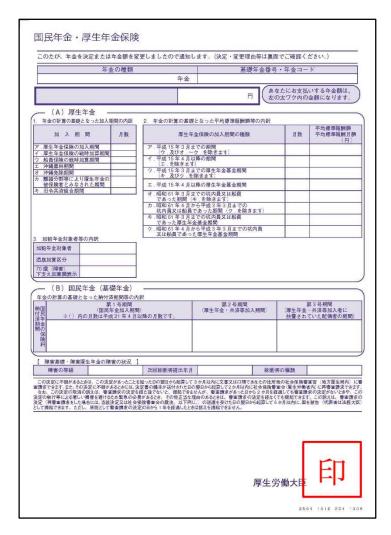


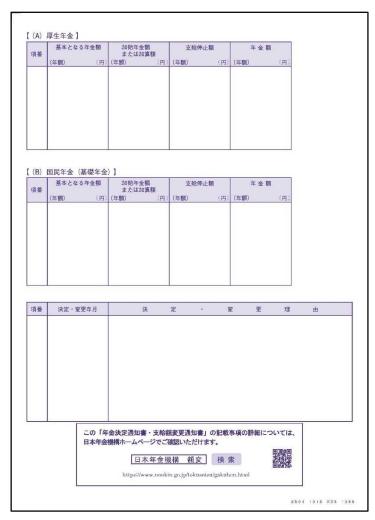


44

# No.16-6 請求後の流れ

#### ● 支給額変更通知書





# No.17-1 受取りはじめたら



### 障害基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

障害基礎年金を受け取ることができる方が、老齢基礎年金や遺族基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給選択申出書」を提出してください。

(例)

65歳前

老龄厚生年金

なお、障害基礎年金を受けている方が、「老齢基礎年金と老齢厚生年金」を受けられるようになったときは、障害基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、65歳以後、障害基礎年金と老齢厚生年金はあわせて受けることができます。また、この特例は「遺族基礎年金と遺族厚生年金」を受けられる方にも適用されます。

(例)

# No.17-2 受取りはじめたら



## ✓ 受給している障害年金にかかる障害の程度が変わったとき

障害の程度が変わったときは、日本年金機構の審査や受給権者の請求により、年金額が 改定されます。

#### 障害が重く なったとき



- 受給権者が改定の請求を行う場合は、「障害基礎年 金の受給権発生日」または「障害の程度の診査を受 けた日 | から1年を経過した日後でなければ、改定の 請求ができませんが、明らかに障害の程度が重く なったときは、1年を経過しなくても請求できます。 (詳しくはNo.17-3をご覧ください。)
- 改定請求のあった月の翌月分から年金を受け取れま す。

#### 障害の程度が 2級より軽く なったとき



- 2級より軽くなっている期間について障害基礎年金の 受取りを停止されます。※
- ・障害の程度の診査により再び2級以上になった場合に 年金の受取りが再開されます。
- ※国民年金の第1号被保険者である場合は、保険料の法 定免除の適用を受けるか、保険料を納付するかを選択 することができます。どちらを希望するか、市区町村 役場に届出をしてください。

なお、将来、障害の程度が軽快し、障害等級3級(厚生 年金保険法に定めがあります)にも該当しない程度に なって3年が経過したときは、法定免除に該当しなく なります。

# No.17-3 受取りはじめたら



## 1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合

(国民年金法施行規則33条の2の2)

- 1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合とは、厚生労働省令で定められており、 次のような場合になります。
- 受給権を取得した日、または障害の程度の診査を受けた日のどちらか遅い日以後に、該当した場合に限ります。

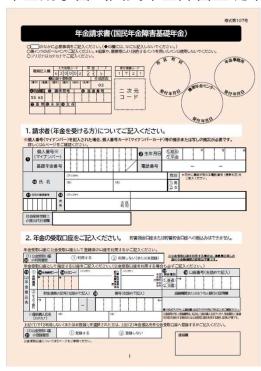
	障害		障害の状態
		1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
		2	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
1	眼・聴覚・言語 機能	3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
		4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以 下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
		5	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	肢体	6	両上肢のすべての指を欠くもの
2		7	両下肢を足関節以上で欠くもの
2		8	四肢または手指もしくは足指が完全麻痺したもの(脳血管障害または脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が6月を超えて継続している場合に限る)(※)
3	内部	9	心臓を移植したものまたは人工心臓(補助人工心臓を含む)を装着したもの
4	その他	10	脳死状態(脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう)または遷延性植物状態(意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が3月を超えて継続している場合に限る)となったもの
		11	人工呼吸器を装着したもの(1月を超えて常時装着してい る場合に限る)

(※) 8の場合は、完全麻痺の範囲が広がった場合も含みます。



#### 必ず提出・添付するもの

● 年金請求書(国民年金障害基礎年金)



● 年金手帳、基礎年金番号通知書または年金証書



<以前交付されていた年金手帳>





	必ず提出・添付するもの
● 年金請求書	住所地の市区町村役場、お近くの年金事務所 または街角の年金相談センターの窓口に備え付け
● 生年月日を証明する書類	<ul> <li>戸籍の謄本(戸籍の全部事項証明書)または抄本(戸籍の個人事項証明書)、住民票(住民票の記載事項の証明書)のいずれか</li> <li>受給権発生日以後で提出日から6ヵ月以内に交付されたもの(事後重症による請求の場合は、請求日以前1ヵ月以内に交付されたもの)</li> <li>※ただし、年金請求書で個人番号(マイナンバー)を記入済みの方は省略可</li> </ul>
<ul><li>基礎年金番号又は 個人番号が確認できるもの</li></ul>	提出できないときは、その理由書が必要
<ul><li>● 医師または歯科医師の診断書 (所定の様式あり)</li></ul>	<ul> <li>・障害認定日により請求する場合は、障害認定日以後3ヶ月以内の現症のもの</li> <li>・事後重症により請求する場合には、請求日以前3ヶ月以内の現症のもの</li> <li>・20歳前の傷病による障害基礎年金を20歳到達により請求する場合は、20歳に達する日前後3ヶ月以内の現症のもの</li> <li>・障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書(年金請求日以前3ヵ月以内の現症のもの)も併せて必要</li> <li>・呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺またはじん肺の場合は、レントゲンフィルムの添付も必要</li> <li>・循環器疾患の診断書には心電図のコピーの添付も必要</li> <li>※審査の結果、初診日等が変更となった場合、改めて診断書の作成が必要となる場合があります。</li> </ul>
<ul><li>● 受診状況等証明書 (所定の様式あり)</li></ul>	<ul><li>診断書作成医療機関と初診時の医療機関が異なる場合に提出が必要な 書類です。</li><li>ただし過去に障害年金を請求して不支給となった方が、症状が悪化し た等の理由により再請求をする場合に「障害年金前回請求時の初診日 証明書類の利用希望申出書」を提出すれば、この書類は不要となる場 合があります。</li></ul>
● 病歴・就労状況等申立書 (所定の様式あり)	障害の状態の認定や初診日を確定する上で重要な補足資料、 発病から初診までの経過、その後の受診状況や就労状況等について記入 するもの(受診していない期間についても、その期間や状況等を記入)
<ul><li>● 障害年金前回請求時の初診日 証明書類の利用希望申出書</li></ul>	過去に障害年金を請求して不支給となった方が、症状が悪化した等の理由により再請求する場合で、前回請求時に提出した初診日証明書類を今回の審査に用いることを希望する場合に必要です。

● 受取り先金融機関の通帳等 (本人名義) カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預 金通帳またはキャッシュカード等

(請求書に金融機関の証明を受けた場合,公金受取口座として登録済の口座を利用する場合は添付不要)



#### 18歳到達年度末までのお子様(20歳未満で障害の状態にあるお子様を含む)がいる方

● 戸籍謄本または本人と子の戸籍抄本 (記載事項証明書) 子について、請求者との続柄および 子の氏名・生年月日確認のため

(マイナンバーを記入いただくと添付を省略できる場合があります)

請求者との生計維持関係を確認するため

● 世帯全員または本人と子の住民票

(マイナンバーを記入いただくと添付を省略できる場合 があります)

- ・生計維持関係確認のため
- 子が義務教育終了前の場合は不要です
- 子の収入が確認できる書類
- •子が高等学校等在学中の場合は在学証明書 または学生証等 (マイナンバーを記入いただくと添付を省略できる場合 があります)
- 医師または歯科医師の診断書
  - ※ 20歳未満で障害の状態にある お子様がいる方は必要となります

1級または2級の障害の状態にあることを確認するため

障害の原因が第三者行為の場合に必要な書類								
● 第三者行為事故状況届	 所定の様式あり							
● 交通事故証明または 事故が確認できる書類	事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる 新聞の写し等							
<ul><li>● 確認書</li><li>(所定の様式あり)</li></ul>	「先に年金を受領するが損害賠償金を受領した場合 は、その額に応じ年金が停止されていることを承知し ている」旨の確認書							
<ul><li>● 被害者に被扶養者がいる場合、 扶養していたことがわかる書類</li></ul>	<ul><li>・源泉徴収票の写し(扶養者が確認できるもの)</li><li>・健康保険証の写し(扶養者として認定されているもの)</li><li>・学生証の写し等</li></ul>							
● 損害保険会社等への照会 に係る「同意書」	所定の様式あり							
● 損害賠償金の算定書	すでに決定済の場合、示談書等受領額がわかるもの							

※20歳前障害基礎年金を請求する場合で、事故日の翌月から20歳到達日の属する月までの月数が36か月以上の場合は、第三者行為事故状況届のみ必要です。(添付書類省略可)



#### その他、ご本人の状況によって必要な書類

● 請求者本人の所得証明書	20歳前障害の場合に本人の所得を確認するため (マイナンバーを記入いただくと添付を省略できる場合が あります)
● 年金加入期間確認通知書	共済組合に加入されていた期間がある方のうち、提出が必 要とされる方
● 年金証書	他の公的年金から年金を受けているとき(配偶者を含む)
<ul><li>身体障害者手帳・療育手帳・</li><li>精神障害者保健福祉手帳</li></ul>	初診日を確認するための補足資料
● 年金受給選択申出書	年金の権利が複数ある方
● 合算対象期間が確認できる書類	詳細は下記を参照ください
<ul><li>● 年金裁定請求の遅延に関する</li><li>申立書</li></ul>	認定日が5年以上さかのぼる場合

#### 合算対象期間を考慮する必要がある方



#### 老-No.4

- 配偶者が国民年金以外の公的年金制度の被保険者または組合員であった期間のある人は、 配偶者が組合員または被保険者であったことを証する書類
- •配偶者が国民年金以外の公的年金制度または恩給法等による老齢(退職)年金を受けることができた期間のある人は、配偶者が年金を受けることができたことを証する書類の写し
- ・本人が国民年金以外の公的年金制度または恩給法等による遺族年金等を受けることができ た期間のある人は、本人が当該年金等を受けることができたことを証する書類の写し
- その他、海外在住の期間等があったときは、このことを証する書類

#### 年金受給要件を満たさない場合(市区町村で受付できない場合)

- 厚生年金のみの方
- 複数の年金制度に加入の方
- 国民年金(第3号)の方



お近くの年金事務所、 または年金相談センターへ お問い合わせください。



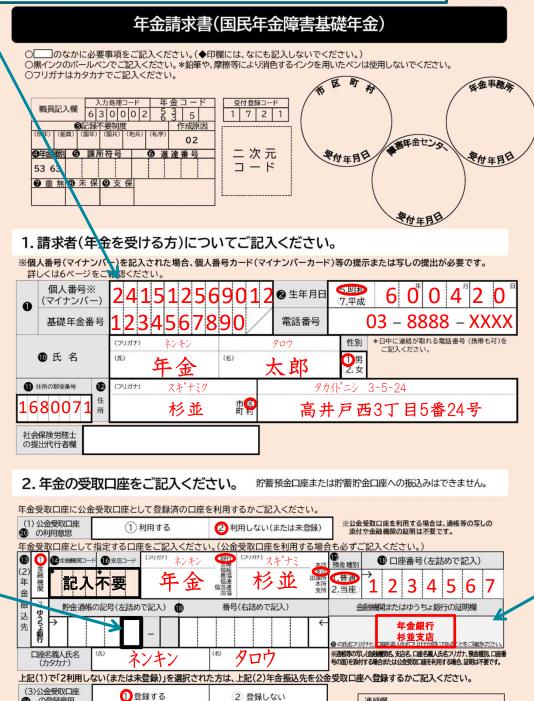
#### ● 年金請求書1ページ

- この請求書は、以下の期間中に初診日がある場合に提出してください。 国民年金加入期間/20歳前または60歳以上65歳未満(国内に住んでいる方のみ)の年金未加入期間
- 請求する方の状況に応じて、書き方が異なりますのでご注意ください。

個人番号を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合がありま す。ただし、障害状況を確認するための診断書や所得を確認するための所得状況届等の提 出が必要となる場合があります。

※ご記入いただいていない場合であっても、ご提出していただいた住民票情報等を基に、 マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。マイナンバーの登録 後は、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更の届け出が原則不要になります。

様式第107号



連絡欄

と ーま ネしネたッてッは -ット専業! (はゆうち 銀の銀ょ 行口行銀 は座の行 年を場(金利合郵 の用は便 受け取らている。 か合号証 がはの明 証分を き明か受 なをるけ いまれたのでは、いてくだれてくだれ も必印さ あ要別い りなし。 まあた通 よりも帳 のまのや でご注意ください せ等キ ヤ ツ で添付する場合やハッシュカードのコピ や公金

20250831 A-16

引きち

続よ

が帳

ある方に記号に

の枝

み番

イフン

の登録意思

ください。

取口座については5ページをご参照ください。 年金振込先を公金受取口座へ登録する場合 は1を、登録しない場合は2を○で囲んで

記

通

53



#### ● 年金請求書2ページ

- 「1.障害認定日による請求」を○で囲んだ場合は、「障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった際に、「事後重症による請求」として障害給付を請求するかどうか「事後重症請求に関する確認事項」から選んで○で囲んでください。
- 「2.事後重症による請求」を○で囲んだ場合は、あてはまる理由を「事後重症請求に関する確認事項」から選んで○で囲んでください。

# 3. 障害給付の請求事由や障害の原因である傷病等に関してご記入ください。 (1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を〇で囲んでください。 東書給付の請求事由 事後重症請求に関する確認事項 「障害総定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。

3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求

3. その他(

(2) 障害の原因であ	る傷病についてご記入ください。						
傷病名	脳出血	2.		<sup>3.</sup> ください。	添付する診断		害の原因と
傷病の発生した日	昭和 平成 4年 4月25日 令和	昭和 平成 年 令和	月 日	昭和 平成 年 令和	月日		
初 診 日	昭和 平成 4年 4月25日 令和	平成 年	月 日	平成 年	は60歳 生年金ま	こおいて 2 (	歳未満で厚
初診日において加入 していた年金制度	1.国年     2.厚年       3.共済     4.未加入		2.厚年 4.未加入	1.国年 3.共済		型んでくださ	
現在傷病は治って いますか。※	1.はい・ 2.いいえ	(1.はい)・	2.いいえ	(1.はい)・	(2.いいえ)		
治っているときは 治った日※	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 令和	月 日	昭和 平成 年 令和	月 日		
障害の原因は第三者 の行為によりますか。	※「はい」を○で囲んだ場合は、	1.はい・ 国民年金・厚生年金保	2.いいえ ) (第三者行為事故	7状況届」の提出が必要	<b></b> そとなります。		
傷病の原因は業務上 ですか。		(1.はい)・	2.いいえ				
この傷病制度から保険ときは、その後の場所を含めて、 傷病制度から保るときは、その者にいてが受けられるでください。 で調水でくだすい。 請求予定様です。	1. 労働基準法 3. 船員保険法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校雄	<b>:科医及び学校薬剤師の</b>	4.日家公務	書補償保険法 員災害補償法 易病の原因が業	務上である	場合は、	
受けられるときは、 その給付の種類の番	1. 障害補償給付(障害		その下の欄の中から該当するものを選んでください。				
その給付の種類の番号を〇で囲み、支給の発生した日をご記入ください。	昭和 平成 令和	年 月	日				
	※「治っ	た日」には、その症状が固	定し治療の効果が	が期待できない状態に至	さった日も含みます		

20250831 A-16 54

2



#### ● 年金請求書3ページ

生計を同じくしている子(※)がいる場合に記入。 ※18歳になった後の最初の3月31日まで(国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級 の障害の状態にある場合は20歳未満) 4. 子についてご記入ください。 以下のいずれかに

亥当する「子」についてご記入ください。 ① 18歳になっ 後の最初の3月31日までにある子 ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子 7.平成 氏名 04 19 9.令和 個人番号 ◆ 診 障害の状態に 「ある」を〇で囲んだ場合は、 ある・ない 所定の診断書の提出が必要です。 19 フリガナ) 7.平成 名) H. 子(B欄) 9.令和 職員記入欄 障害の状態に 別紙有無 ある・ない \*3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付しご提出ください。 なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。 届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。 [注意事項] 児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定 されたときは、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される場合があ ります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。 請求者(年金を受ける方)によって 5. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。 生計を維持されている子がいる場合 「生計維持関係に関する申立 請求者(年金を受ける方)によって生計維持されている子がいる場合、「子の加算額」が加算されることがあります 書」を記入ください。 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。 ① 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。 ② 収入要件を満たしていること(年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。) 生計維持関係に関する申立書 申立日 令和 XX 年 X 月 XX 🗆 1.上記の子と生計を同じくしていますか。 該当するものを〇で囲んでください。 (同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

 生計維持関係に関する申立書
 申立日 (紀入日)

 1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを〇で囲んでください。 (同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

 はい・いいえ

 2. 請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている方の収入について、該当するものを〇で囲んでください。 (1)で「いいえ」に〇を付けた方のみご記入 ください。 (2)この年金の受給権発生時点において、年収850万円(所得655.5万円)未満ですか。)

・いいえ

・(いいえ)

はい

はい

(A欄の子)

(B欄の子)

はい)・(いいえ)

はい)・(いいえ)

3



● 年金請	求書8	ページ		記入を行	省略で 者記録	きま 照会	す。			t、 <b>☑</b> することで Rいただき、相違		
			年金の加入物			0.57.112						
	, A	履 歴(公的年金	保険者または組合 途制度加入経過)		っていた			Service Control		下にチェックしてください。		会社)の名称、 見在変わって
	(	右欄にチェックし	く、正確にご記入くださ た場合は記入不要です 者)の名称および		(船舶所	有者)の	100000000000000000000000000000000000000			記載内容と相違ない	いる場合	でも、勤務し
		沿員であったとき	はその船舶名	または	国民年金	加入時	の住所	民年金のか (自)H16年4		の種類 1.国民年金	記入くださ	
加入していた年金領	初	(有)(	) () 商店	台東	区台身	東2- ——	· X		3 月31日	2.厚生年金保障 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等 1.国民年金		
度が国民年金のとは、記入不要です。				杉並区	高井戸	西	3-5-24	(自) H18年4 (至) 年	4月1日 	2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等		
	3						3		月日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険		
	4							120120 595	月日	4.共済組合等 1.国民年金 2.厚生年金保険		
	4							- 11	月日	3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等 1.国民年金		
	5								月日	2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等		
	6						9		月日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等		
	(2)今	回請求する年	金の他に現在請求	中の公的年	金があ	れば〇	で囲んで	べださい。(	(請求中の	の年金がない場合は	記入不要です。)	
		国民年金法	名 名 厚生年	》的年金制度名		(E) MV	号/DI公士			年金の種類		R R R R R R R R R R R R R R
	( <u>Q</u> .)			F金保険法 ウ. 船員保険法 老齢または退職 公務員等共済組合法 カ. 私立学校教職員共済法 障害 遺族					ください	。 い。 原則として2 D 年金を同時に		
	<u> </u>	रणाहर	.)							AGUA	受け取る	ることはできま
	7. 請	求者(年金	金を受ける方	)につい	てご	記入	くださ	ر۱.			年金を達	ハずれか一方の 選択することに
			年金制度の年金手帳	の記号番号で					るときは	、その記号番号をご記	入くださ なります	•
	厚 生	年金保険 員 保 険				国民	年 会	金				
			るときは、旧姓名お。		田日を	.="ቼ2 <b>ኤ</b> <	ください (	·※午全記録の	の確認には	<b>油(ます</b> )		
		(フリガナ)	(名)					(フリガナ)	<b>УИНДОТС</b>   Х	(名)		
	旧姓	名 (氏)	(名)				旧姓名	(R)		(名)		
	変更E	田和平成	<b>卸</b> 年	月	日		変更日	昭和平成	争和	年 月	B	
基礎年金番号と記載された年金	手帳等を	お持ちの	] _		1							
場合は、その記 記入ください。 また、記号番号	を記入さ	れた場合						名をご記 る場合は		さい。 にご記入くださ	さい。	
は、ご記入いた: のコピーを添付し 												
						8						



₩

○**傷病名** 障害年金を請求する傷病(診断書の傷病)

記入してください。

gから初絵生での間の状況(先天性疾患は旧生時から初終生で 2歳参していためった場合、発指から初移までが最相関の場合は ロ営生活状況、教労状況などについて具体的に記入してください

発病しアンさの状態と

学祭した ・ 参称していない

医深機關名

医一の函数機関を現基因後等したいた場合、函数機関を現す越間をませまって近入したください。

依服診断などで障害の原因となった病気やけがにつ 受参していなかった薬物に、その理由、自動に状の 収扱していた製圧は、紙店製匠、収扱回数、 掲載米配などを囚入してください。 竹入上も担にお問なくだかい。
びを合け時期の原因となった概念をけが

〇初彩日

左の期間の状況

0 PH H

## 必要書類を含む -



#### 病歴・ 就労状況等申立書1/2

複数枚記入した場合は、順番と記入した枚数を

1枚目 → No.1-2枚中 2枚目→No.2-2枚中

てください。

バ、発病したときから現在までの経過を年月順に期間をあけずに配え 治療経過、医師から指示された事項、転取・攻砂中止が期日、

照F·正成·令扩

和黎田

IRN - 平成-台河

海泥水

初層状態.

(例) 全部で2枚作成した場合

数字で記入してください。

日本

No.

(諸文十名物気やけがが複数ある場合は、それぞれ。用紙を分けて記入してください。)

病歷·就労状況等申立書

# 第 日本年金機構 Japan Pension Service

は出生日

※裏面も記入してください。

医抗棒阳名

# 表面

病歴・就労状況等申立書の提出にあたって

[1~5]には、発病から順番に現在までの状況について、期

病歴状況

間をあけずに記入してください。

1 つの期間が、5 年を超える場合は、その期間を 3~5 年 ごとに区切って記入してください。

医療機関に受診している場合は、「受診した」をOで囲 んで、「医療機関名」を記入してください。 医療機関に受診している期間」

# [医療機関に受診していなかった期間]

医療機関に受診していなかった場合は、「受診していない」 を〇で囲んでください。

# [記入を簡素化できる場合があります]

該当する場合は、病歴状況の記入を簡素化できます。 20 歳前に初診日がある方のうち、以下の①・②に

生来性の知的障害の場合は、1つの欄の中に、 特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時 から現在までの状況をまとめて記入することが可能 راع د  $\Theta$ 

水米機関化

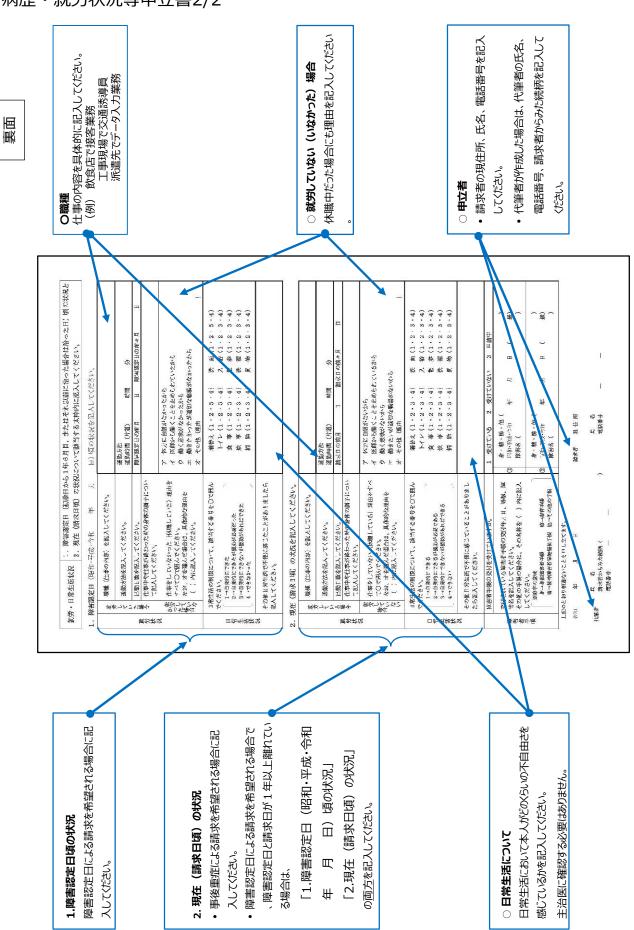
2番目以降に受診した医療機関の証明書を用 いて初診日証明を行った場合 (別紙「20 歳前 証明書発行医療機関の受診日以降の経過は に初診日がある方へ」参照)は、発病から証明 の欄の中にまとめて記入することが可能です。なお 書発行医療機関の受診日までの経過を、1つ 通常どおり、受診医療機関等ごとに、各欄に記 0

生来性の知的障害(精神遅滞)の場合は出生 自覚症状が現れる前に次のようなことがありました ・先天性疾患の場合は、症状を自覚したとき 生来性の知的障害(精神遅滞)の場合 初めて診療を受けた日を記入してください。 自覚症状が現れた日を記入してください。 または検査で異常が発見された日 ら、その日を記入してください。 日を記入してください。 ○発症日 年 た 日から 年 テ 日本で **交渉**していない 発診していない 安砂していない 東物していない 地和・中級・今和 四和・中級・今和 を珍した 京等した が多れ

57



#### ● 病歴・就労状況等申立書2/2





#### ● 年金受給選択申出書

国 民 年 金 共 済 年 金 厚生年全保険 ※裏面の「年金号給」	(選択関係にあるこつ)						
※裏面の「年金号給」		年金受	-		Visit and the second	①末半会接款 生計器除中立)	二次元コード
年金受給の選択は、				みください。		Į	
基礎年金費号(1	O析)で展出する場合はお	を整めてご記入ください		令和	年	月	日 提出
個人番号 (または基礎年金番号	F)		0.00000				
		ち、いずれかに〇き	付してく	ださい。		<del>- 1 - 1</del>	(1)
		を給される年金額 に年金額の高い全				だする コードをご記入く	ださい。
遵权方法		Cは、企業年金などの支 で考慮を不要とする場合			ません。国の年金以外	<b>小に企業年金など支給さ</b>	れる場合で、その支
選択方法	選択する イ ⇒③欄 る理由を	年金を具体的に に選択する年金: ご記入ください。	指定する	る )欄にそれり		ド、⑥欄に受ける のうち年会費が低い方を	as verseners
		らず受給する年金の種別					
選択する年金の甲金証書 の年会コード(支給停止の祭 施を申請する年金)			1				
選択する年金以外の年金			4		73		
設置の年金コード							
	下欄のアからエの	うち、いずれかにC	を付して	ください。			
	ア 障害基礎年金と	障害厚生(共済)年金	(※関一事	曲によるもの	)		
		****	m 78 de de 1	***	W 78 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00		***
65歳以上で障害給付の受 動を選択する場合の供給方 法		老節摩王平賞(追應)	<b>汽资平衡</b> 》	、または、降者	急煙平置(※)と選	披厚生年金(遺族共)	<b>炎平度</b> (
*	ウ 障害基礎年金と	老龄厚生年金(退職)	共済年金)	の1/2と遺族	厚生半金(遺族共済	年金)の2/3	
					magazine verseoo	CONT. DEPRESS	-
	エ 障害基礎年金の	一部と遺跡厚生年金	(遺族共活	年金)と旧老	齡年金(旧退職年金	()の一般	
		年会」は、理書基礎年金					
100,000	3.00 (4.8 (4.9)	別は、障害基礎年金(繁	(元重/亦に)	<b>《日本日本日本</b>	W##+#J		
( ) ( ) ( )	1						
, m 7.							
	加賽·斯勒布金數	io =	er B	D .		受給権者と	
	加算額・加給年金書 対象者の氏名	-	年 月	В	個人會等	要給権者と	の 煙膏の状態:
		報告 · 平型 大正 · 會和	年月年	в в	信人宣告		
355.355.6		製金 - 学成 大正 - 告和 期和 概会 - 学成	年	я в	40人金号		#1 (B)
300.000		報金 · 半卖 大正 · 青和 細和	30-00-	322 3	個人當時		89### (84)(80)
300.000		学成 製造 学成 実施 製物 製造 学成 大正・参和 製物 製造 学成 大正・参和	年	я в	個人童号		85/870 85 (60) 85 (60)
355.355.6	対象者の氏名	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 年	я в я в я в		den	#1 (6) #1 (6)
300.000	対象者の氏名	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 年	я в я в я в			#1 (6) #1 (6)
生計維持申立	対象者の氏名	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 年	я в я в я в		den	#1 (6) #1 (6)
300.000	対象者の氏名 上配の加質額-1	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 年	я в я в я в		den	#1 (6) #1 (6)
) 生計維持 申立	対象者の氏名 上配の加質額-1	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 年	я в я в я в		den	#1 (6) #1 (6)
) 生 計 維 持 車 立 ) 住 所 (フリガナ)	対象者の氏名 上配の加質額-1	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 年	я в я в я в		den	#1 (6) #1 (6)
) 生 計 維 持 車 立 ) 住 所 (フリガナ)	対象者の氏名 上配の加質額-1	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 年	я в я в я в		den	#1 (6) #1 (6)
) 生 計 維 持 申 立 ) 住 所 (フリガナ) 近 名	対象者の氏名  上配の加質額-1  〒	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 年	я в я в я в	ときから引き続き生	den	#1 (6) #1 (6)
) 生 料 維 持 申 立 (フリガナ)	対象者の氏名  上配の加質額-1  〒	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 は、加算の	я в я в я в	ときから引き続き生	熱病	# (%)  ## (%)  ## (%)  ## (%)  ## (#)
) 生 計 維 持 申 立 ) 住 所 (フリガナ) 近 名	対象者の氏名  上配の加賞額-1  〒	生成 大政 中和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成 大政 - 有和 明治 - 平成	年 年 は、加算の	月日月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	ときから引き続き生	熱病	# (%)  ## (%)  ## (%)  ## (%)  ## (#)



#### ● 年金裁定請求の遅延に関する申立書

私は、	年金について、下記の理由により請求を行って
いなかったことを	中し立てます。
また、年金の支	で払を受ける権利について、5年の時効が完成している分に
ついては、支給が	ぶない旨を理解しています。
(遅延理由) 🔽	]を付けてください。
□ 年金を請求す	ることができると知らなかった。
□ 年金制度につ	いて、よく理解していなかった。
0	
令和 年	月 日
厚生労働大臣	様
住	所
氏	名



#### ● 受診状況等証明書1/2

					平	診	状	況	笙	証	明	書	
6	**				<u> </u>		10.00	Du	1	ни.	91	ы	
1	氏				022							93	
(2)	傷		病	5072	7.88								
3	発	病	年	月日	B	召和・	平成•	令和	年	月		<b>H</b>	
<b>(1)</b>	傷病	何の房	因又	は誘因	<u></u>							19.8	
(5)	発揮	対から	初診	までの	経過								
	前医	からの	の紹介	犬はあり	ます	$b_n \Rightarrow$	有	#	無 (本	の場合	ht=	ピーの著	6付をお願いします。)
												•••••	
				の記載				初診附					
1	右の影	当する	番号に	〇印をつ	けてく	ださい	2			令和	年	月	日の診療録より記載した
0	श्रा :	00 年	Вп	122至1	• XE p	t. A	¥π	のです		В	н		
_				MANAGE		-0 60		350		3977	25		
				840000	-1100	10		年	9	Н	日		
(8)	終記	多時の	)転,帰	(治療	質・転	医・ロ	中止 )						
9	初記	きから	終診	までの	治療区	内容及	び経過	の概要	E.				
			•								••••		
	•••••												
				42. 14. /	1~	4) E	〇印を	つけて	こくだ	311			
1	次0	)該当	する	<b>新</b> 方(							かる	1- 22+d	e白に記載してください。
	複数	E01	とつけた	と場合に	Newstra		STATE OF THE	publishing.	Salar Service	囲がえ	14 20	K 2.1-2	R日に記載してくたさい。
	複数	E01	とつけた	と場合( 1	診療飼	kよりB	記載した	とものて	きす。		1,5 (C)		ND K-BONG C C / 120 V 2
	複数	E01	とつけた	と場合( 1	診療飼	kよりB	記載した	publishing.	きす。		15.00 (S.00)		NET-EDAL C C / ZOV 2
	複数	E01	とつけた	生場合 1 2	診療飼	kより記 と付簿、	記載した	とものて	きす。	たもの	のです	•	たものです。
797	複数	E01	とつけた	上場合( 1 2 3	診療師 受診受 その他	kより k付簿、 i(	兄載した	ともので	ごす。	.たもo )	のです   より	。 記載し	
2000	複数	に○を	とつけた	と場合( 1 2 3 4	診療師 受診受 その他	kより k付簿、 i(	兄載した	ともので	ごす。	.たもo )	のです   より	。 記載し	たものです。
ID	複数上	にOt 記のi	とつけ7 記載は 年	と場合( 1 2 3 4	診療録 受診受 その他 昭和・	kより と付簿、 3 ( 平成	兄載した	ともので	きす。 )記載し 月	.たもo )	のです より の本人	。 記載し の申し	たものです。
D	2000年	に○を	<u>とつけ</u> 記載は 年 名	と場合( 1 2 3 4	診療録 受診受 その他 昭和・	kより と付簿、 3 ( 平成	兄載した	ともので	et。 )記載し 月 覧	) 日	かです より の本人	。 記載し の申し	たものです。

# 請求書等記入例

## 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

#### ● 受診状況等証明書2/2

年金等の請求用

#### 記入する際のお願い

- 1 「② 傷病名」の欄は、障害の原因又は誘因となった傷病について記入してください。
- 2 「③ 発病年月日」の欄は、傷病が発病したと考えられる年月日を記入してください。特定できない場合は、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 3 「④ 傷病の原因又は誘因」の欄は、傷病の原因又は誘因が特定できない場合、「不明」または「不詳」 と記入してください。
- 4 「⑤ 発病から初診までの経過」の欄は、発病から初診までの経過と併せて、診療録から前医を受診していたことが確認できる場合は、前医の医療機関名、受診期間、診療内容等も記入してください。また、前医受診に関する記載をした場合は、いつの診療録から記載したものかを記入してください。なお、前医からの紹介状が保管されている場合は、そのコピーの添付をお願いします。
- 5 「⑥ 初診年月日」、「⑦ 終診年月日」の欄は、「②傷病名」に複数の傷病を記載した場合、それぞれの傷病に番号を付記していただき、傷病ごとの初診年月日と終診年月日がわかるように記入してください。
- 6 「⑩」の欄は、複数の番号に○印をつけた場合、どの部分がどの記載根拠によるものかわかるように余 白に記入してください。

なお、「4 昭和・平成・令和 年 月 日の本人の申し立てによるものです。」のみに〇印を付けた場合は、初診日の証明となりませんので注意してください。

7 黒インクのボールペンで記入してください。



● 受診状況等証明書が添付できない申立書1/2

文的 化化 守毗 引音	が添付できない申立書	
傷病名		
医療機関名		
医療機関の所在地		
受 診 期 間 昭和・平成・令和 年	月 日 ~ 昭和・平成・令和 年	三月日
上記医療機関の受診状況等証明書が添付できな 次の<添付できない理由>と<確認方法>の該 日付を記入してください。 その他の□に✔をつけた場合は、具体的な添付	当する□に✔をつけ、<確認年月日>	
	認年月日   平成・令和 年	Я
□ カルテ等の診療録が残っていないため		
ロ 廃業しているため		
口 その他		
<確認方法> □ 電話 □ 訪問 □		
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての口 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は」 り 身体障害者手帳・療育手帳・	資料をお持ちですか。  に <b>√</b> をつけて、そのコピーを添付して	
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□ お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は「 □ 身体障害者手帳・療育手帳・	資料をお持ちですか。 に✔をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の口に✔をつけてください。	書・診察券
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての日 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は(	資料をお持ちですか。 に✔をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の□に✔をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収	書・診察券 るもの)
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□ お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は「 □ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳	<ul><li>資料をお持ちですか。</li><li>に✓をつけて、そのコピーを添付して可もない」の□に✓をつけてください。</li><li>□ お薬手帳・糖尿病手帳・領収(可能な限り診察日や診察料が分かる)</li></ul>	書・診察券 るもの)
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□ お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は □ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳等の申請時の診断書	<ul> <li>資料をお持ちですか。</li> <li>に✓をつけて、そのコピーを添付して可もない」の□に✓をつけてください。</li> <li>□ お薬手帳・糖尿病手帳・領収(可能な限り診察日や診療科が分か</li> <li>□ 小学校・中学校等の健康診断</li> </ul>	書・診察券 るもの) の記録や
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□ お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何 □ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳等の申請時の診断書 □ 生命保険・損害保険・	資料をお持ちですか。 に✓をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の□に✓をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収 (可能な限り診察日や診療料が分か □ 小学校・中学校等の健康診断 成績通知表	書・診察券 るもの) の記録や
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□ お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は」 □ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳等の申請時の診断書 □ 生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書	資料をお持ちですか。 に✓をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の口に✓をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収 (可能な限り診察日や診察科が分か □ 小学校・中学校等の健康診断 成績通知表 □ 盲学校・ろう学校の在学証明	書・診察券 るもの) の記録や
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□ お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は □ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳等の申請時の診断書 □ 生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書 □ 事業所等の健康診断の記録	資料をお持ちですか。 に✓をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の□に✓をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収 (可能な限り診察日や診療科が分か・ □ 小学校・中学校等の健康診断 成績通知表 □ 盲学校・ろう学校の在学証明 □ 第三者証明 □ その他(	書・診察券 るもの) の記録や ・卒業証書
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□ お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は □ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳等の申請時の診断書 □ 生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書 □ 事業所等の健康診断の記録 □ 母子健康手帳	資料をお持ちですか。 に✓をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の□に✓をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収 (可能な限り診察日や診療科が分か・ □ 小学校・中学校等の健康診断 成績通知表 □ 盲学校・ろう学校の在学証明 □ 第三者証明 □ その他(	書・診察券 るもの) の記録や ・卒業証書
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□ お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は付 □ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳等の申請時の診断書 □ 生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書 □ 事業所等の健康診断の記録 □ 母子健康手帳 □ 健康保険の給付記録 (レセプトも含む)	資料をお持ちですか。 に✓をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の□に✓をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収 (可能な限り診察日や診療科が分か・ □ 小学校・中学校等の健康診断 成績通知表 □ 盲学校・ろう学校の在学証明 □ 第三者証明 □ その他(	書・診察券 るもの) の記録や ・卒業証書
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての口 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は」 □ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳等の申請時の診断書 □ 生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書 □ 事業所等の健康診断の記録 □ 母子健康手帳 □ 健康保険の給付記録(レセプトも含む) 上記のとおり相違ないことを申し立てます。 令和 年 月 日	資料をお持ちですか。 に✓をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の□に✓をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収 (可能な限り診察日や診療科が分か・ □ 小学校・中学校等の健康診断 成績通知表 □ 盲学校・ろう学校の在学証明 □ 第三者証明 □ その他(	書・診察券 るもの) の記録や ・卒業証書
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての口 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は	資料をお持ちですか。 に✓をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の□に✓をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収 (可能な限り診察日や診療科が分か・ □ 小学校・中学校等の健康診断 成績通知表 □ 盲学校・ろう学校の在学証明 □ 第三者証明 □ その他(	書・診察券 るもの) の記録や ・卒業証書
上記医療機関の受診状況などが確認できる参考 お持ちの場合は、次の該当するものすべての口 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は付  身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳  身体障害者手帳等の申請時の診断書  生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書  事業所等の健康診断の記録  日子健康手帳 日健康保険の給付記録(レセプトも含む)  上記のとおり相違ないことを申し立てます。 令和 年 月 日  住 所  请 求 者  氏 名	資料をお持ちですか。 に✓をつけて、そのコピーを添付して 可もない」の□に✓をつけてください。 □ お薬手帳・糖尿病手帳・領収 (可能な限り診察日や診療科が分か・ □ 小学校・中学校等の健康診断 成績通知表 □ 盲学校・ろう学校の在学証明 □ 第三者証明 □ その他(	書・診察券 るもの) の記録や ・卒業証書

#### ● 受診状況等証明書が添付できない申立書2/2

#### 年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病の初診日を明らかにすることが必要とされます。一番古い受診歴のある医療機関の「受診状況等証明書」が添付できない場合は、その旨の申立、及び、医療保険の給付にかかる記録などの初診日を確認できる書類を添付いただくことが必要です。この書類はそのために使用する申立書です。

#### 記入する際のお願い

- 1 「傷病名」の欄は、医療機関で診断された病名(○○病、△△症など)を記入してください。
- 2 「 医療機関名」の欄は、医療機関の名称 (○○病院、△△クリニックなど) を記入してください。
- 3 「 医療機関の所在地」の欄は、医療機関の所在地 (○○市△△町1-1など) を記入してください。
- 4 「受診期間」の欄は、受診していた期間を記入してください。記憶があいまいな場合は、次の(例)のように記入しても構いません。
  - (例) 平成5年4月頃~平成5年10月頃、昭和61年春頃~昭和62年夏頃 など
- 5 細線で囲まれた欄は、質問をお読みいただき、その枠内の該当する□に ✔をつけてください。
- 6 申立書の下欄にある「令和 年 月 日」の欄は、この申立書を作成した日付を記入してください。
- 7 「住所」と「氏名」の欄は、請求する方の住所と氏名を記入してください。
- 8 この申立書を代筆した場合は、代筆した方の氏名を「代筆者氏名」に記入し、請求する方からみた 続柄を「請求者との続柄」の欄に記入してください。
- 9 黒インクのボールベンで記入してください。

#### <参考資料の確認先>

#### 身体障害者手帳等の申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口(障害福祉課、高齢障害福祉課など)

#### 生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した生命保険会社、損害保険会社、労働基準監督署

#### 事業所等の健康診断の記録

⇒ 当時勤務していた事業所や健康診断を受けた医療機関

#### 健康保険の給付記録 (レセプトも含む)

⇒ 当時加入していた健康保険組合や全国健康保険協会(協会けんぼ)

#### <参考資料のその他に該当する例>

- · 交通事故証明
- ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー(診療や治療経過を要約したもの)
- 次の受診医療機関への紹介状
- 電子カルテ等の記録(氏名・日付・傷病名・診療科等が印刷されたもの)
- ・交通事故や労災事故などのことが掲載されている新聞記事



● 初診日に関する第三者からの申立書 1/2

	金の請求者	の初診	日頃の受診状況な	どを失
っていますので、以下申し	TO A CONTRACT OF THE CONTRACT			
知ったきっかけ	SE 500-7			
	なてる請求者の受診状況	などは、		
1. 直接見て知りま	ました。			,
2 請求者や請求す	者の家族などから聞いて	知りました。		
	寺期は <u>(昭和・平成・令</u>		日 ) (頃) です	
et bak ) muuti				
請求者との関係 見た(聞いた)当時の関係	Ε.	現在の関係:		
先に(南いた/ヨ町の美情	S	5九江の関係:		
○傷病名:	〇初診日:	昭和・平成・合和	年 月	日 (頃
	35) (9			
	診开に関する第三者からの中立書	○所在地: (第三者証明) を記入されるガヘ」。 (さい。記入できない項目があっても		¥.
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		<i>b</i>
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		L
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		<b>b</b>
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		<b>L</b>
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		<b>b</b>
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		\$
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		<b>b</b>
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		<b>S</b>
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別版「初 中立者が見たり聞いたりした学	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入される方へ」:		
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別断「初 中立者が見たり聞いたりした当 中立者が見たり聞いたりした当	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を記入されるガヘ」( さい。記人できない項目があっても	はないません。	ī
申立者が知っている当時の ※記入いただく内容は、別紙「初	診开に関する第三者からの中立書	(第三者証明) を配入されるかへ」でされ、配人できない項目があっても	はないません。	



#### ● 初診日に関する第三者からの申立書 2/2

#### 「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」を記入される方へ

1.「初診日に関する第三者からの申立書」の目的

障害年金を受給するためには、「初診日」における保険料納付要件を満たす必要があります。 「初診日に関する第三者からの申立書(以下「第三者証明」といいます。)」は、請求者が「初診日」を確認できる医療機関の証明などを提出できない場合、初診日の頃の医療機関の受診状況を見たり聞いたりした第三者(以下「申立者」といいます。)が当時知っていた内容から初診日を推定できるか審査するための書類となります。

このため、第三者証明に<u>記入する内容は、請求者や請求者の家族などから最近得た情報は記入</u>せず、申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。

※ 初診日:障害年金を請求している病気やケガについて初めて医療機関を受診した日

2. 第三者証明の記入方法

裏面の記入方法をご覧になって記入してください。

なお、第三者証明内の知ったきっかけは、いずれか当てはまる方に○を付けてください。

○「1. 直接見て知りました。」に当てはまる場合

申立者が、通院の付き添い、入院時のお見舞いまたは医師からの生活上の注意文書を見たなど、障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日の頃に直接見て知った場合を指します。

また、直接見て知った内容に加え、請求者やその家族などから聞いて知った内容が一部含まれる場合も「1」に○を付けてください。

なお、単に請求者と会った際に体調が良くないことに気づいた場合などは、医療機関を受診 している事実を申立者が直接見ていないため、「直接見て知った」には含まれません。

○「2.請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。」に当てはまる場合 申立者が、請求者やその家族などから「心療内科に通院し始めた」や「医師から甘味を止め られている」など、障害年金を請求する病気やケガにより初めて医療機関を受診した頃の様子 を聞いて知った場合(手紙等で知った場合を含みます)を指します。

なお、複数回にわたり聞いている場合は、最も現在に近い時期を「聞いた時期」に記入して ください。

3. 20歳前に初診日がある第三者証明を記入される方に対するお願い

20歳前に初診日がある場合は、少なくとも20歳前までに障害年金を請求する病気やケガにより医療機関を受診したことが明らかであれば、請求者の申し立てしている初診日が認められる場合があります。したがって、第三者証明には、<u>初診日の頃に限らず、請求者が20歳前</u>に医療機関を受診していることがわかる内容を記入してください。

201510



● 生計同一関係に関する申立書

	生計同一関係にあることの申立		
	年月日:令和 年 月 日 ※ この申立書の記入	日を記載	してください。
	と下記②の者は、生計を同じくしています。		
( 6)2	① 受給權者の住所、氏名		
	住所		
	氏名		
	② 受給権者の配偶者または子の住所、氏名		
	住所		
	氏名 (①との続	柄:	)
	氏名 (①との統	柄:	)
	氏名(①との続	柄:	)
	( 昭和 ・ 平成 ・ 令和年月日 ・ 頃 )	Ĭ.	
	①・②の方の状況に応じて、次の1~3のいずれか1つに はしてください。 ①と②は、住民票上は別世帯ですが、住民票上の住 【住民票上、別世帯となっている理由を以下に記載して	 所は同一	 -です。
1.	【任氏宗工、別世帝となっている理由を以下に記載して		



● 生計同一関係に関する申立書

(1) 5	)と②は、別居しています。また、住民票上も別住所です。
(17 /	別居している 理由を以下に記載してください。
8	
6	
<u> </u>	
(2) \$	経済的援助の状況について、以下の⑦~⑤に記載してください。
317.00	<ul><li>① (受給権者) から② (配偶者等) に対する経済的援助 ( あり ・ なし )</li></ul>
111.00	経済的援助の回数 (年・月 約 回程度)
	経済的援助の内容
-	
(3) 3	f信・訪問の状況について、以下の⑦~⑤に記載してください。
737/52/15. UK	音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: )
7,1000	訪問回数 (年・月・週 :約回程度)
	音信・訪問の内容
- 20	HIE BOINSTAF
\$ <del>-</del>	
8-	
第三	者による証明欄 ※ 上記1に〇をされた場合(住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同
第三	
\$5	나 얼마나 아니는 그 아니는
上流	ある場合〉または <u>生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要</u>
上記また	ある場合)または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要 の事実に相違ないことを証明します。 、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。
上記また	ある場合)または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要 この事実に相違ないことを証明します。
上記また	ある場合)または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要 の事実に相違ないことを証明します。 、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。 3年月日:令和年月日 ※ 1の申立日(記入日)以後に証明してくだ

日本年金機構埋事長 禄



● 障害年金前回請求時の初診日証明書類の利用希望申出書

申 立 日	: 令和 2							
		年 11	月1日	1				
基礎年金番号	2 4	1 5	1 2	5 6	9	0		
氏 名		年金 太郎	ß	i	車絡先	: 090	(9999)	9999
	* *						Threshore o	
生年月日	: 大正 (	昭和平	成 55	年	4	月	20	日
住 所	: 杉村	並区 高井戸	5西3丁目5	番24号				
		前面提出	書類の確認を	四場に行う	t-xh1=	プラスル	見り記えるは	selvi j
前回請求に関	する事項	(未記入(	の場合、前回	提出書類の	確認に	制間を要す	る場合があ	らります)。
					109	( ) = 29 ( )		
		1000-100	の時期のみ分	かる場合は	2010	Cher	と配入して	rev.
不支給決定日	: 平成	· 令和 30	9 年	6	月	1	日	revie
不支給決定日	: 平成	· 令和 30		6	月	1		0
		· 令和 30	年 定通知書添	6 条付の有無	月	1	B	)
提出場所	:	<ul><li>令和 3(</li><li>(不支給決</li><li>高井戸</li></ul>	) 年 定通知書添	6 気付の有無 金事務所・4	月	1 有 ター(オフィ	- 無	)
提出場所 説明事項確認	:	<ul><li>令和 3( (不支給決 高井戸</li></ul>	年 定通知書添 年 経認のうえ、	6 気付の有無 金事務所)本 氏名をご記	月間談セン	1 有 ター(オフィ さい。	日 ・ 無 (ス)・市区	) 町村
提出場所	:   ※下記	<ul> <li>令和 3(</li> <li>(不支給決 高井戸 思についてご確 できる初診)</li> </ul>	年 定通知書添 年 経認のうえ、 日証明書類	6 気付の有無 金事務所 氏名をご証 は、平成	月 間談セン !入くだ 29 年!	1 有 ター(オフィ さい。 度以降に	日 ・ 無 (ス)・市区 提出され	) 町村
提出場所 説明事項確認 再請求時に用 この申出書の提 なお、前回請	: _ <u>※下記</u> 引いることが 選出日から 5 様求時に、講	・ 令和 3( (不支給決 高井戸 についてご確 (できる初診) 年以内に提出 球に係る初	年 定通知書添 年 認のうえ、 日証明書類 出された初 診日が疾病	6 気付の有無 金事務所は 氏名をご証 は、平成 診日証明 又は負傷	月 相談セン !入くだ 29 年! 書類が に係る	1 有 ター(オフィ さい。 を以降に 対象とな 初診日と	日 ・ 無 (ス)・市区 提出され よります。 と認められ	) 町村 、かつ、
提出場所 説明事項確認 再請求時に用 この申出書の提	: _ <u>※下記</u> 引いることが 選出日から 5 様求時に、講	・ 令和 3( (不支給決 高井戸 についてご確 (できる初診) 年以内に提出 球に係る初	年 定通知書添 年 認のうえ、 日証明書類 出された初 診日が疾病	6 気付の有無 金事務所は 氏名をご証 は、平成 診日証明 又は負傷	月 相談セン !入くだ 29 年! 書類が に係る	1 有 ター(オフィ さい。 を以降に 対象とな 初診日と	日 ・ 無 (ス)・市区 提出され よります。 と認められ	) 町村 、かつ、
提出場所 説明事項確認 再請求時に用 この申出書の提 なお、前回請	: <u>※下間</u> いることが 選出日から 5 間求時に、請 は、今回この	・ 令和 3( (不支給決 高井戸 についてご確 (できる初診) 年以内に提り 球に係る初) 申出書を使り	年 定通知書添 年 認のうえ、 日証明書類 出された初 診日が疾病	6 気付の有無 金事務所は 氏名をご証 は、平成 診日証明 又は負傷	月 相談セン !入くだ 29 年! 書類が に係る	1 有 ター(オフィ さい。 を以降に 対象とな 初診日と	日 ・ 無 (ス)・市区 提出され よります。 と認められ	) 町村 、かつ、
提出場所 説明事項確認 再請求時に用 この申出前回語 となった場合は 上記について	: <u>※下部</u> 引いることが 出出日から5 背求時に、請 は、今回この	・ 令和 3( (不支給決 高井戸 についてご確 (できる初診) 年以内に提り 球に係る初) 申出書を使り	年 定通知書添 年 認のうえ、 日証明書類 出された初 診日が疾病	6 気付の有無 金事務所は 氏名をご証 は、平成 診日証明 又は負傷	月 相談セン !入くだ 29 年! 書類が に係る	1 有 ター(オフィ さい。 を以降に 対象とな 初診日と	日 ・ 無 (ス)・市区 提出され よります。 と認められ	) 町村 、かつ、
不支給決定日	: 平成	· 令和 30	9 年	6	月	1	B	(8)
是出場所 説明事項確認 再請求時に用 この申出書の提 なお、前回請 となった場合は	: <u>※下間</u> いることが 選出日から 5 間求時に、請 は、今回この	・ 令和 3( (不支給決 高井戸 についてご確 (できる初診) 年以内に提り 球に係る初) 申出書を使り	年 定通知書添 年 認のうえ、 日証明書類 出された初 診日が疾病	6 気付の有無 金事務所は 氏名をご証 は、平成 診日証明 又は負傷	月 相談セン !入くだ 29 年! 書類が に係る	1 有 ター(オフィ さい。 を以降に 対象とな 初診日と	日 ・ 無 (ス)・市区 提出され よります。 と認められ	) 町村 、かつ
提出場所 説明事項確認 再請求時に用 この申出前回語 となった場合は 上記について	: <u>※下部</u> 引いることが 出出日から5 背求時に、請 は、今回この	・ 令和 3( (不支給決 高井戸 についてご確 できる初診) 年以内に提 球に係る初 申出書を使り	年 定通知書添 年 認のうえ、 日証明書類 出された初 診日が疾病	6 気付の有無 金事務所は 氏名をご証 は、平成 診日証明 又は負傷	月 相談セン !入くだ 29 年! 書類が に係る	1 有 ター(オフィ さい。 を以降に 対象とな 初診日と	日 ・ 無 (ス)・市区 提出され よります。 と認められ	) 町村 、かつ、
提出場所 説明事項確認 再請求時に用 このおように となった場合は 上記について 請求者	※下譜 別のることが 設出日から5 様状時に、請 は、今回この 確認しまし 氏名	・ 令和 3( (不支給決 高井戸 についてご確 できる初診) 年以内に提 球に係る初 申出書を使り	年定通知書添年のうえ、日記のうえ、日記された疾帯で請求	6 を付の有無 金事務所材 氏名をご取明傷と は診又すること	月 間談セン 29 年 書 にでき	1 有 かー(オフィ さい。	日 ・ 無 (ス)・市区 提出され よります。 と認められ	) 町村 、かつ、 <b>ぃず却下</b>

# **- 年龄早見表**- (令和8年1月1日~12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和10	1935	91	昭和40	1965	61	平成7	1995	31
昭和11	1936	90	昭和41	1966	60	平成8	1996	30
昭和12	1937	89	昭和42	1967	59	平成9	1997	29
昭和13	1938	88	昭和43	1968	58	平成10	1998	28
昭和14	1939	87	昭和44	1969	57	平成11	1999	27
昭和15	1940	86	昭和45	1970	56	平成12	2000	26
昭和16	1941	85	昭和46	1971	55	平成13	2001	25
昭和17	1942	84	昭和47	1972	54	平成14	2002	24
昭和18	1943	83	昭和48	1973	53	平成15	2003	23
昭和19	1944	82	昭和49	1974	52	平成16	2004	22
昭和20	1945	81	昭和50	1975	51	平成17	2005	21
昭和21	1946	80	昭和51	1976	50	平成18	2006	20
昭和22	1947	79	昭和52	1977	49	平成19	2007	19
昭和23	1948	78	昭和53	1978	48	平成20	2008	18
昭和24	1949	77	昭和54	1979	47	平成21	2009	17
昭和25	1950	76	昭和55	1980	46	平成22	2010	16
昭和26	1951	75	昭和56	1981	45	平成23	2011	15
昭和27	1952	74	昭和57	1982	44	平成24	2012	14
昭和28	1953	73	昭和58	1983	43	平成25	2013	13
昭和29	1954	72	昭和59	1984	42	平成26	2014	12
昭和30	1955	71	昭和60	1985	41	平成27	2015	11
昭和31	1956	70	昭和61	1986	40	平成28	2016	10
昭和32	1957	69	昭和62	1987	39	平成29	2017	9
昭和33	1958	68	昭和63	1988	38	平成30	2018	8
昭和34	1959	67	昭和64/ 平成元	1989	37	平成31年/	2019	7
昭和35	1960	66	平成2	1990	36	令和2	2020	6
昭和36	1961	65	平成3	1991	35	令和3	2021	5
昭和37	1962	64	平成4	1992	34	令和4	2022	4
昭和38	1963	63	平成5	1993	33	令和5	2023	3
昭和39	1964	62	平成6	1994	32	令和6	2024	2

# **- 年龄早見表**- (令和7年1月1日~12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和10	1935	90	昭和40	1965	60	平成7	1995	30
昭和11	1936	89	昭和41	1966	59	平成8	1996	29
昭和12	1937	88	昭和42	1967	58	平成9	1997	28
昭和13	1938	87	昭和43	1968	57	平成10	1998	27
昭和14	1939	86	昭和44	1969	56	平成11	1999	26
昭和15	1940	85	昭和45	1970	55	平成12	2000	25
昭和16	1941	84	昭和46	1971	54	平成13	2001	24
昭和17	1942	83	昭和47	1972	53	平成14	2002	23
昭和18	1943	82	昭和48	1973	52	平成15	2003	22
昭和19	1944	81	昭和49	1974	51	平成16	2004	21
昭和20	1945	80	昭和50	1975	50	平成17	2005	20
昭和21	1946	79	昭和51	1976	49	平成18	2006	19
昭和22	1947	78	昭和52	1977	48	平成19	2007	18
昭和23	1948	77	昭和53	1978	47	平成20	2008	17
昭和24	1949	76	昭和54	1979	46	平成21	2009	16
昭和25	1950	75	昭和55	1980	45	平成22	2010	15
昭和26	1951	74	昭和56	1981	44	平成23	2011	14
昭和27	1952	73	昭和57	1982	43	平成24	2012	13
昭和28	1953	72	昭和58	1983	42	平成25	2013	12
昭和29	1954	71	昭和59	1984	41	平成26	2014	11
昭和30	1955	70	昭和60	1985	40	平成27	2015	10
昭和31	1956	69	昭和61	1986	39	平成28	2016	9
昭和32	1957	68	昭和62	1987	38	平成29	2017	8
昭和33	1958	67	昭和63	1988	37	平成30	2018	7
昭和34	1959	66	昭和64/平成元	1989	36	平成31年/	2019	6
昭和35	1960	65	平成2	1990	35	令和2	2020	5
昭和36	1961	64	平成3	1991	34	令和3	2021	4
昭和37	1962	63	平成4	1992	33	令和4	2022	3
昭和38	1963	62	平成5	1993	32	令和5	2023	2
昭和39	1964	61	平成6	1994	31	令和6	2024	1

## - 特別支給の老齢厚生年金について-



## ✓ 受け取るための要件

- ・男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
- ・女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。 (共済組合に加入していた期間については男性と同じ要件となります)
- ・老齢基礎年金の受給資格期間(原則として10年)があること。
- ・厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
- ・60歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「報酬比例部分」と「定額部分」の2つがあり、 生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります。



	【男性】昭和	和16年4月1日以前、	【女性】昭和21年4月1日以前	
60歳			65歳	70歳
	報酬比例語	部分	老齢厚生年金	
	定額部	<del>分</del>	老齢基礎年金	
	【男性】昭和16年4月2日在	~昭和18年4月1日、	【女性】昭和21年4月2日~昭和23年	F4月1日
60歳			65歳	70歳
	報酬比例部	7分	老齢厚生年金	
	61歳 定額	頂部分	老齢基礎年金	
	【男性】昭和18年4月2日~	~昭和20年4月1日、	【女性】昭和23年4月2日~昭和25年	F4月1日
60歳			65歳	70歳
	報酬比例音	<b>邦分</b>	老齢厚生年金	
	62歳	定額部分	老齢基礎年金	
	【男性】昭和20年4月2日~	~昭和22年4月1日、	【女性】昭和25年4月2日~昭和27年	F4月1日
60歳			65歳	70歳
	報酬比例部	部分	老齢厚生年金	
	63歳	定額部分	老齢基礎年金	

# - 特別支給の老齢厚生年金について-

	【男性】	昭和22年4月2日~昭和24年4月	1日、	【女性】	昭和27年4月2日~昭和29年4月1日	
60歳				65歳		70歳
		報酬比例部分			老齢厚生年金	
		64歳	定額 部分		老齢基礎年金	
	【男性】	昭和24年4月2日~昭和28年4月	1日、	【女性】	昭和29年4月2日~昭和33年4月1日	
60歳				65歳		70歳
		報酬比例部分			老齢厚生年金	
					老齢基礎年金	
	【男性】	昭和28年4月2日~昭和30年4月	1日、	【女性】	昭和33年4月2日~昭和35年4月1日	
	61	L歳		65歳		70歳
		報酬比例部分			老齢厚生年金	
					老齢基礎年金	
	【男性】	昭和30年4月2日~昭和32年4月	1日、	【女性】	昭和35年4月2日~昭和37年4月1日	
		62歳		65歳		70歳
		報酬比例部分	<del>)</del>		老齢厚生年金	
					老齢基礎年金	
	【男性】	昭和32年4月2日~昭和34年4月	1日、	【女性】	昭和37年4月2日~昭和39年4月1日	
		63歳		65歳		70歳
		報酬比例	间部分		老齢厚生年金	
					老齢基礎年金	
	【男性】	昭和34年4月2日~昭和36年4月	1日、	【女性】	昭和39年4月2日~昭和41年4月1日	
		64	表	65歳		70歳
		*	眼酬比例 部分	J	老齢厚生年金	
		_			老齢基礎年金	
		【男性】昭和36年4月2日」	以後、	【女性】	昭和41年4月2日以後	
				65歳		<u>70</u> 歳
					老齢厚生年金	
					老齢基礎年金	

## - 年金請求窓口のご確認ほか -

## 4 年金請求窓口のご確認

初診日において加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のように なっております。

年金制度の内容	請求窓口		
第1号被保険者	当市区町村窓口		
第2号被保険者	年金事務所		
第3号被保険者	年金事務所		
未加入者 (20歳前障害の場合) (60歳以後の場合)	当市区町村窓口		



## ✓ 年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
○○年金事務所	00-0000-0000	平日:○○時~○○時 土日祝:○○時~○○時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日:○○時~○○時 土日祝:○○時~○○時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日:○○時~○○時 土日祝:○○時~○○時
○○市区町村役場	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日:○○時~○○時 土日祝:○○時~○○時

## - 年金請求窓口のご確認ほか -



## ■ 国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料 の納付方法が違います。

	どんな人が?	加入の届出先は?	保険料の納付は?	
第1号 被保険者 (20歳~60歳)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所または町村役場	各自が納付	
第2号	・会社員	お勤め先で事業主が届出	お勤め先で納付	
被保険者	・公務員 等		(給料から天引き)	
第3号	第2号被保険者に	配偶者のお勤め先経由で届出	自己負担なし	
被保険者	扶養されている		(配偶者が加入する年金	
(20歳~60歳)	配偶者		制度が負担)	

※ なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者となります。

老-No.10

## - 年金額の推移-

		年月	令和3.4~	令和4.4~	令和5.4~	令和6.4~	令和7.4~
種別	<b>重別</b>			年額	年額	年額	年額
老	老			(定額分)	(定額分)	(定額分)	(定額分)
齢 基 -		-	780,900円(満 額)	777,800円(満 額)	795,000円(満 額)	816,000円(満 額)	831,700円(満 額)
<b>礎</b> 年			(付加年金)	(付加年金)	(付加年金)	(付加年金)	(付加年金)
金			200円×納付月 数	200円×納付月 数	200円×納付月 数	200円×納付月 数	200円×納付月 数
障	14	級	976,125円	972,250円	993,750円	1,020,000円	1,039,625円
害基	2	級	780,900円	777,800円	795,000円	816,000円	831,700円
<b>礎</b> 年	子の加算	[ (1人)	224,700円	223,800円	228,700円	234,800円	239,300円
金	3人目以後		74,900円	74,600円	76,200円	78,300円	79,800円
	配子偶	子が1人	1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円	1,071,000円
遺	9 者 るに	子が2人	1,230,300円	1,225,400円	1,252,400円	1,285,600円	1,310,300円
族 基	配偶者に支給	3人目以後	74,900円を加 算	74,600円を加 算	76,200円を加 算	78,300円を加 算	79,800円を加 算
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	子に支給する額	子が1人	780,900円	777,800円	795,000円	816,000円	831,700円
金		子が2人	1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円	1,071,000円
		3人目以後	74,900円を加 算	74,600円を加 算	76,200円を加 算	78,300円を加 算	79,800円を加 算
寡婦	年金	計算方法	死亡した夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金の額×4分の3				
		36ヵ月以上		120,000円			
	定額給付	180ヵ月未満					
		180ヵ月以上		145,000円			
		240ヵ月未満		143,0001 1			
死 亡		240ヵ月以上	170,000円				
_		300ヵ月未満			170,00013		
時 金		300ヵ月以上			220,000円		
		360ヵ月未満					
		360ヵ月以上	270,000円				
		420ヵ月未満			5,525,3		
		420ヵ月以上			320,000円		